

忍野村国土強靱化地域計画

2025（令和7）年3月

忍野村

目次

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ、計画期間.....	3
1. 計画の策定趣旨.....	3
2. 計画の位置づけ.....	3
第2章 基本的な考え方.....	4
1. 基本目標.....	4
2. 事前に備えるべき目標.....	4
3. 取組方針.....	5
第3章 対象とする災害と被害想定.....	6
1. 本村の特徴.....	6
2. 想定するリスク.....	8
3. 災害の歴史.....	19
第4章 脆弱性の評価.....	21
1. 起きてはならない最悪の事態の設定.....	21
2. 脆弱性評価の実施手順.....	23
3. 脆弱性評価の結果.....	23
第5章 脆弱性の評価結果及び強靱化の推進方針.....	24
1. 【事前に備えるべき目標1】.....	24
2. 【事前に備えるべき目標2】.....	41
3. 【事前に備えるべき目標3】.....	55
4. 【事前に備えるべき目標4】.....	61
5. 【事前に備えるべき目標5】.....	64
6. 【事前に備えるべき目標6】.....	68
7. 【事前に備えるべき目標7】.....	73
8. 【事前に備えるべき目標8】.....	76
第6章 施策の重点化.....	82
1. 「特に回避すべき最悪の事態」の選定.....	82
第7章 計画の推進と見直し.....	83
1. 本村の他計画等との整合.....	83
2. 計画の進捗管理と見直し.....	83
3. 計画の推進期間.....	83

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ、計画期間

1. 計画の策定趣旨

国は、東日本大震災を教訓とし、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）」（以下「基本法」という）を制定し、その後、基本法に基づき、国土強靱化に係る他の計画等の指針となる国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）（以下「基本計画」という）を策定した。

また県では、今後想定される南海トラフ地震や、富士山火山噴火、豪雨・豪雪等の自然災害に対する備えとして、安全・安心な地域の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するため、『いかなる自然災害が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った、安全・安心な地域の構築に向けた「県土の強靱化」を推進する計画（山梨県強靱化計画）』すなわち「山梨県強靱化計画」（平成27年2月）（以下「山梨県の地域計画」という）を策定した。

これを受けて忍野村（以下「本村」という）では、基本法や山梨県の地域計画を受け、国土強靱化を進める第一歩として、国土強靱化地域計画（以下「本計画」という）を策定することとした。

本計画の策定により、人命を最大限守り、経済社会への被害を最小化し、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を兼ね備えた地域の構築を目指す。

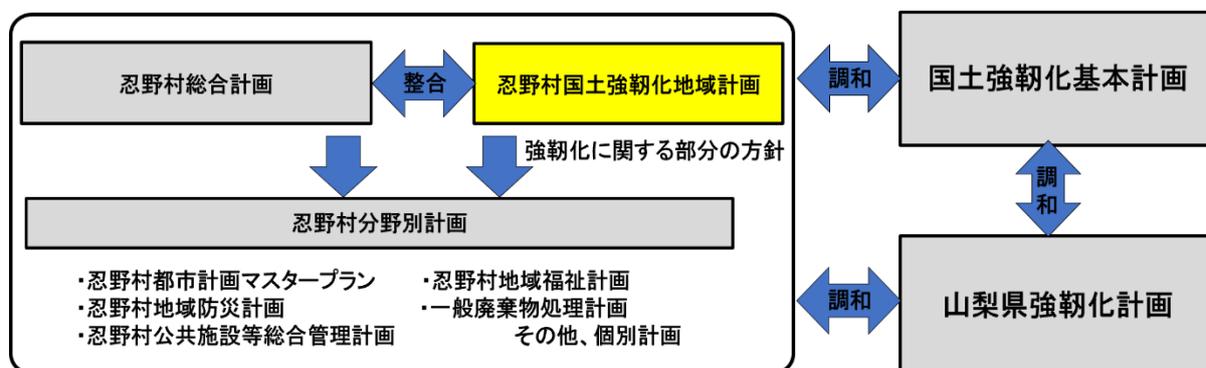
2. 計画の位置づけ

基本法第13条では、市町村の区域における地域計画を、これ以外の国土強靱化に係る様々な計画等の指針と位置付けている。

このため、本計画は、忍野村総合計画との整合を保った上で、本村に係る諸計画の国土強靱化（防災・減災）に関する部門の指針となるものであり、これらを通じて必要な施策を具体化し、本村の強靱化を推進していく。

また、基本法第14条では、本計画は国が策定した基本計画との調和について規定していることから、本村の地域特性等を踏まえた上で、国の基本計画や山梨県の地域計画との調和を図り、連携を保つこととする。

図 本計画の位置づけ



第2章 基本的な考え方

1. 基本目標

本村では、村民、企業、地域の団体及び関係機関と協働し、いかなる自然災害が発生しようとも、以下の4つの基本計画が達成できることとする。

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 村民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- ④ 迅速な復旧復興を遂げる

2. 事前に備えるべき目標

基本計画を実現するために、事前に備えるべき目標を次のように設定する。

- ① 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害直後から救助・救命・医療活動等が迅速に行われる
- ③ 大規模自然災害直後から必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 大規模自然災害直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気・ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3. 取組方針

本村における地域強靱化を推進する上での取組方針を以下のとおりとする。

① 基本方針

- ・ 本村の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
- ・ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちながらも、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ・ 地域活性化等にもつながり、本村の持続的成長の促進に寄与する取り組みとする。

② 適切な施策の組み合わせ

- ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ・ 平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。また、公共施設やインフラ整備等においては、防災・減災に繋がる工夫を施すなど有事に活用されるよう考慮する。

③ 効率的な施策の推進

- ・ 行政需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を図る。
- ・ 既存の社会資本の有効活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進する。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資するものとする。
- ・ 財政がひっ迫する中、国の施策、民間資金の積極的な活用を図る。

④ 個々の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境の整備に努める。
- ・ 女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分に配慮した施策とする。
- ・ 自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮した施策とする。

第3章 対象とする災害と被害想定

1. 本村の特徴

本村は、山梨県の南東部に位置し、富士北麓の標高約 940mに広がる高原の盆地である。

世界文化遺産の構成資産であり国の天然記念物でもある忍野八海を有し、地震、水害、豪雨、豪雪、土砂災害、火山噴火等、様々な自然災害が発生しやすい地形・地質・気象条件下にあり、北東は都留市、北西は富士吉田市、南は山中湖村に接している。

① 地形等

本村は、富士山を南西に望み、東は石割山、北は杓子山、南は太平山の山岳に囲まれた高原的要素を有する盆地状の地形である。

河川は、山中湖から延びる桂川（相模川水系）と、その支流である新名庄川等が流れている。そのため村内には橋梁の数が多い。

集落は、盆地地形帯の東部の内野地区、西部の忍草地区に大きな集積がある。また、溶岩台地上の梨ヶ原に陸上自衛隊北富士駐屯地および株式会社ファナックの研究施設及び職員宿舎がある。

② 地質

忍野平野は、湖水を新富士火山の噴火物によって埋められ、盆地状となった沖積平野である。

本村の地形を区分すると、山地、火山地及び沖積地の3つに分けられる。山地は北部の道志山地（三紀層）、火山地は富士山より噴出された猿橋溶岩とその上に堆積された砂礫台地、沖積地は主としてスコリア等の富士山の噴出物が堆積して形成されたものである。

③ 気象

本村の（気象庁山中観測所）令和2年における年間平均気温は 10.5°C、気温の最低は2月の-11.6°C、最高は8月の 32.6°C、年間降雨量は 2213.5mm である。

表 本村の月別気温・降雨量（令和2年）

月	平均気温(°C)	最高気温(°C)	最低気温(°C)	最大瞬間風速(m/s)	降水量(mm)
1	0.8	14.8	-8.6	13	155.5
2	1.3	17.2	-11.9	13.6	27.5
3	4.4	20.6	-9.1	16.6	156
4	6.5	19.8	-4.3	13.8	261
5	14	28.2	-0.4	14.6	93.5
6	18.3	30.6	10.2	14	260
7	20.1	29.3	15.1	15.8	696
8	23.1	32.6	16.4	9	63.5
9	18.8	29.8	5.6	12.8	159
10	11.1	22.5	-2.8	9	317
11	7.4	21.6	-3.8	15.5	19
12	0.4	17.5	-11.3	17.4	5.5

④ 社会的条件

本村の人口・世帯数は、9,704 人、4,050 世帯（令和 3 年 2 月末現在）であり、人口は一貫して増加している。年齢別にみると、15 歳未満の総人口に占める割合は 15.2%、15～64 歳は 65.9%、65 歳以上は 18.9% となっている。

表 本村の地区別 年齢 3 区分別人口

	全体	内野	忍草	平山	ヨハネ自衛隊	ファナック
0歳～14歳	1,469	428	646	22	0	373
15歳～64歳	6,373	1,956	2,219	175	383	1,640
65歳～	1,833	941	794	63	26	9
合計	9,675	3,325	3,659	260	409	2,022

出典：住民基本台帳（2020 年）

2015（平成 27）年の住民基本台帳によると、本村は 327 人の転入超過であり、忍草・ファナック地区への転入者が特に多い。年齢 3 区分別でみると、忍草地区は 0～14 歳の転入者、ファナック地区は 15～64 歳の転入者が多い。

なお、本村には富士山・忍野八海の世界文化遺産登録の影響もあり、多くの観光客が来訪し、外国人観光客も多数来訪していたが、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、観光客が激減した。

今後、ワクチン等の普及により世界的に感染が収束していくようになると、観光客の来訪が再度復活する可能性は高い。このため、本村で災害が発生した場合には、本村への観光客等に多数の帰宅困難者が発生することが想定される。

また、避難場所・避難所等での感染症対策も防災対策を想定する上で大きな要因となるため、高齢者や障害者、外国人などの災害時要配慮者をはじめ多数の避難者への十分な配慮が必要となる。

なお、道路交通上の条件としては、本村は、首都・東京の 100km 圏内に位置し、南側に東名高速道路、北に中央自動車道が整備されており、東富士五湖道路を利用したアクセスが可能となっている。幹線道路としては、一般県道山中湖忍野富士吉田線（県道 717 号）が整備されている。

2. 想定するリスク

本計画で対象とする「想定するリスク」は、過去に発生した大きな災害や、今後発生確率が高い大規模災害を基に想定した。

想定するリスク	内容
地震	○南海トラフ地震における内野地区・ファナック地区の液状化 ○首都直下地震 ○2011年静岡県東部を震央とする地震
富士山火山噴火	○降灰、噴石、降灰後土石流
土砂災害・豪雨 ・豪雪	○台風等の豪雨による土石流 ○2019年(令和元年10月)台風19号 ○2014年(平成26年2月)の豪雪
ため池決壊	○ため池決壊流出

① 地震

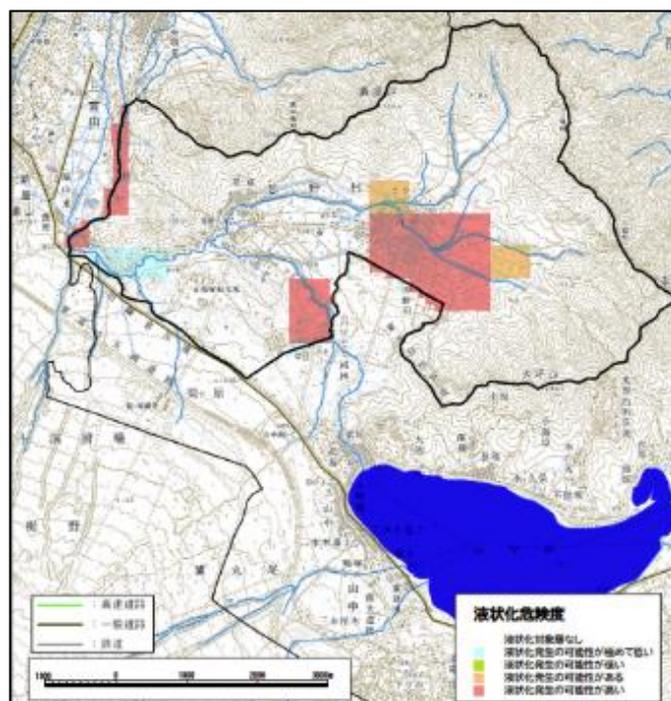
1. 南海トラフ地震

南海トラフ地震（うち、東海地震）については、近い将来に発生するという切迫性が指摘されており、著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、総合的な地震防災対策を推進する必要がある。

文部科学省地震調査研究推進本部が示す東海地震（M8クラス）の発生確率は今後30年以内で70%～80%と切迫性が高く、本村においても、震度6弱～6強となることが想定されている。

また、2013（平成25）年に山梨県が作成した東海地震による液状化危険度マップによると、内野地区・ファナック地区においては、液状化発生の危険性が指摘されている。

図 本村の液状化危険度



出典：東海地震による液状化危険度マップ（平成25年3月）

II. 首都直下地震

首都直下地震についても同様に発生の切迫性が指摘されており、発生した場合には著しい被害が生ずるおそれがあることから、緊急に地震防災対策を推進する必要がある「緊急対策区域」に指定されている。

全国地震動予測地図 2018 年（平成 30）度版によると、都心南部を震源とする地震の場合、本村では最大で震度 5 弱となることが想定されている。

III. 活断層による地震

活断層による地震（釜無川断層地震、藤の木相川断層地震、曾根丘陵断層地震、糸魚川—静岡構造線断層地震）については、山梨県に及ぼす影響が大きいと予想されている。活断層による地震における本村の最大震度は、震度 6 程度と想定されている。

② 富士山火山噴火

富士山は、日本の中央に位置し、北米プレートとユーラシアプレートに南からフィリピン海プレートがぶつかるという、3つのプレートが交差する複雑な場所に形成された活火山である。

富士山は稀に多量のマグマを噴出する時期があり、山頂以外の山腹で噴火するなど、噴火に多様性があることが特徴である。

本村は、富士山から直線距離で約30kmと近い位置にあるため、大規模な噴火が生じた場合には、本村の被害は甚大なものになる。また、噴火時には過去の履歴から、噴火に伴う様々な災害が発生することが予想されている。

2004（平成16）年度に策定された富士山ハザードマップが、2021（令和3）年3月に改定された。今回の改定では、想定される噴火規模は、2004（平成16）年版を上回るものであり、溶岩の想定噴出量は、従来の約2倍の13億m³、火砕流は約4倍の1,000万m³とされている。

また、火口範囲を山頂から半径4km以内を全域とするなど、その範囲も拡張されるとともに、近年の研究で新たな火口が発見されたため、火口の数も改定前の約5倍の252カ所とされている。

以下に改定された事項のうち、主なものについて記載する。

1. 想定火口範囲

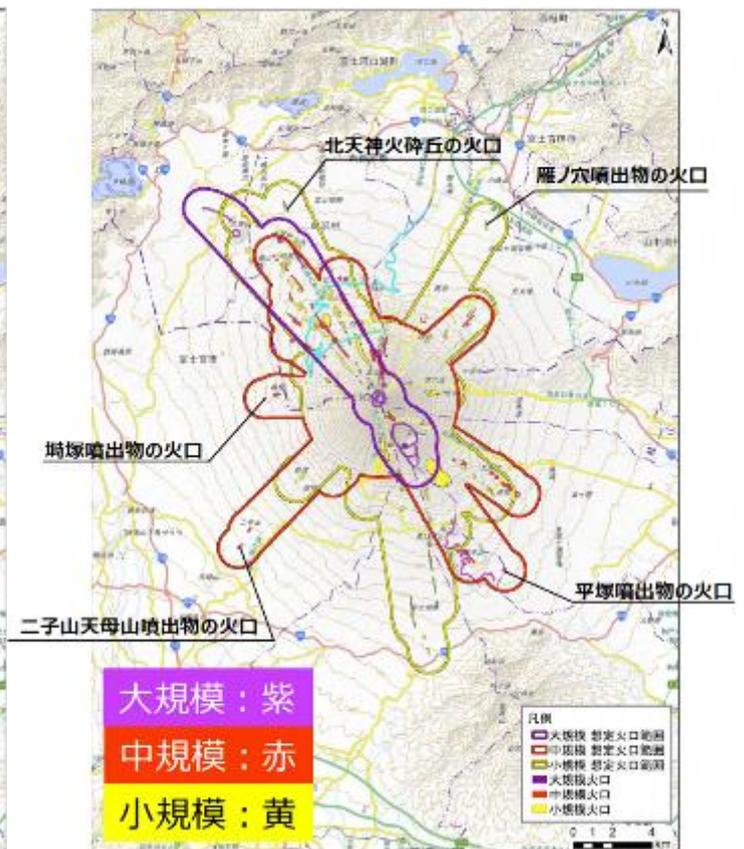
想定火口範囲については、平成16年版からの主な変更点は、新たに中規模噴火及び小規模噴火の火口が追加され、また山頂から半径4km以内の全域が想定火口範囲とされている。

またこれに伴い、想定火口範囲が北東から南西方向にかけて大きく拡張されている。

図 想定火口範囲図（平成16年版）



図 改定後の想定火口範囲図



出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書説明資料

II. 溶岩流

溶岩流については、大規模溶岩流の噴出量が、現行（平成16年版）の約2倍である13億 m^3 とされるとともに、想定火口範囲の拡大や地形データの精緻化に伴い、溶岩流が到達する可能性のある範囲が拡張されている。また、想定火口範囲の拡大などに伴い、市街地などへの溶岩流の到達時間が改定前よりも短くなるとされている。

本村においては、今回のシミュレーションでは、溶岩流が本村の中心部までに到達することはないが、本村の西側の一部に、溶岩流が噴火2時間程度で到達する可能性があると考えられている。

※溶岩流：火口から流出した溶岩が地表を流れ下る現象（溶岩の性質により流れる速さや厚さが異なる）。

図 溶岩流の可能性マップ（平成16年版）

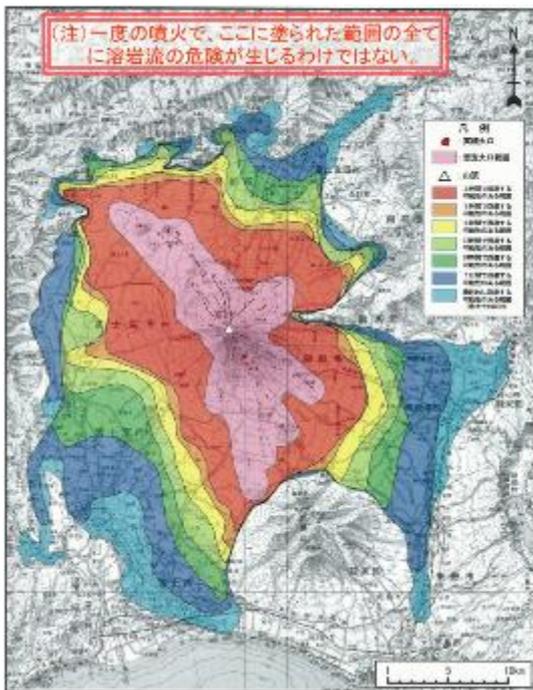
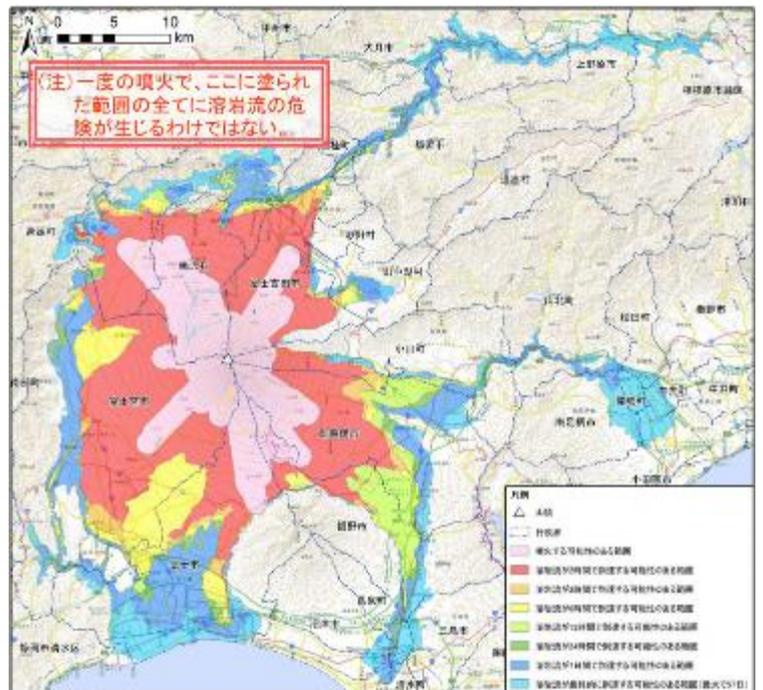


図 改定後の溶岩流の可能性マップ



出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書説明資料

III. 火砕流

火砕流についても、噴出量を現行（平成 16 年版）の 240 万 m³ から 1,000 万 m³ に大きく増加するとされており、地形データの精緻化に伴い、傾斜の急な北東方向（富士吉田市方面）及び南西方向（富士宮方面）に、火砕流の到達距離が長くなる傾向が指摘されている。

本村においては、今回のシミュレーションでは、本村の西側の一部に、火砕流及び火砕サージが到達する可能性があるとしてされている。

※**火砕流**：火山灰や大小の噴石が高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって時速数 10～100km 以上の速度で斜面を流下する現象。

※**火砕サージ**：主に熱い空気や火山ガスなどの気体と、火山灰・小さな噴石などが混じって高速で広がる現象。一般に火砕流よりも温度が低く、流れの密度も希薄である。火砕流に伴って発生するものやマグマ水蒸気爆発によって発生するものなど発生原因は様々である。

図 火砕流・火砕サージの可能性マップ（平成 16 年版）

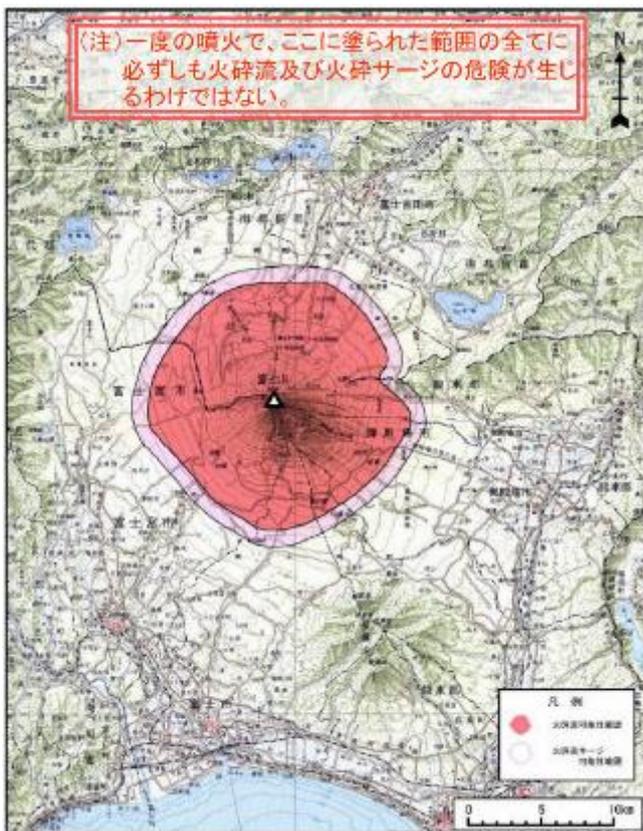
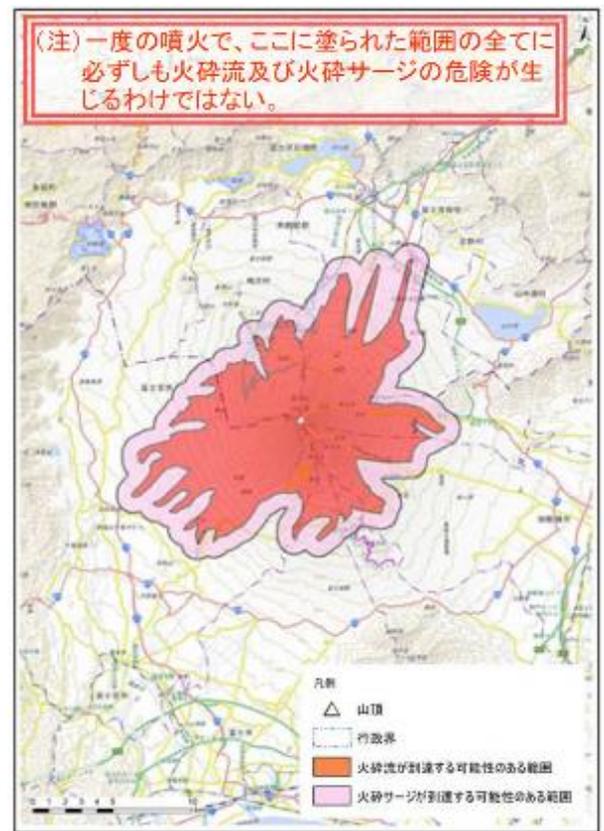


図 改定後の火砕流・火砕サージの可能性マップ



出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書説明資料

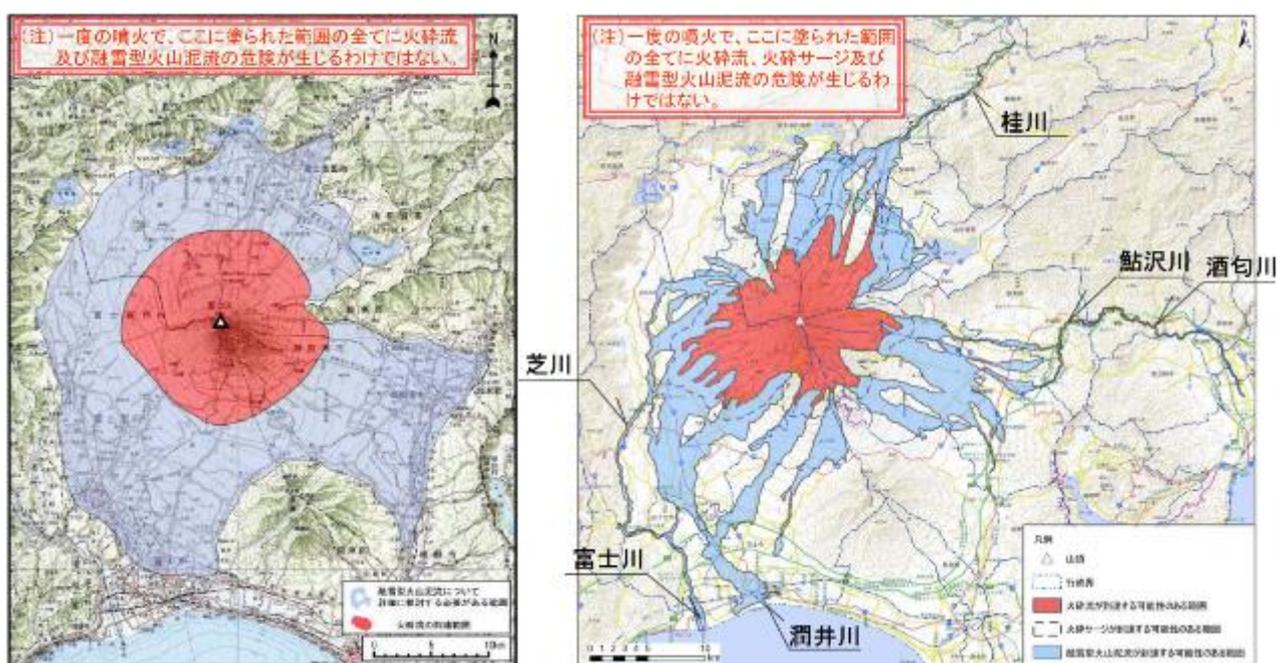
IV. 融雪型火山泥流

融雪型火山泥流については、地形の精緻化及びシミュレーションの計算開始点の数を増やしたことにより、現行（平成 16 年版）に比べて可能性マップの影響範囲が、より地形の影響を反映した詳細なものとされている。また、発生原因である火砕流の想定噴出量の増大や地形データの精緻化に伴い、融雪型火山泥流が大きな河川等を流下し、遠方まで届く傾向があるとされている。

本村においては、今回のシミュレーションでは、溶岩流が本村の中心部までに到達することはないが、本村の西側の一部について、融雪型火山泥流が発生から 1 時間で到達する可能性があるとしてされている。

※融雪型火山泥流：山腹に積もった雪が火砕流などの熱で溶けて、斜面の土石を取り込んで時速数 10km の速度で流下する現象。

図 融雪型火山泥流の可能性マップ（平成 16 年版） 図 改定後の融雪型火山泥流の可能性マップ



出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書説明資料

図 改定後の融雪型火山泥流の可能性マップ（到達時間）



出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書説明資料

図 改定後の融雪型火山泥流の可能性マップ（融雪型火山泥流の流下方向で区分し、市町村境界を明示）



出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書説明資料

V. 大きな噴石

大きな噴石の影響範囲は、現行（平成16年版）と同様に、大規模噴火の想定火口範囲から4km、中小規模噴火の想定火口範囲から2kmを包絡する範囲とされているが、想定火口範囲の拡大により、影響範囲が山頂から主に北東側（本村の西側方面）及び南西側（富士宮市方面）にかけて広がる形で想定されている。

※**噴石**：気象庁では、噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石を噴石と呼んでおり、防災上の観点から「大きな噴石」および「小さな噴石」に区分している。ここでは、概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けず弾道を描いて飛散する「大きな噴石」としている。

図 大きな噴石の可能性マップ（平成16年版）

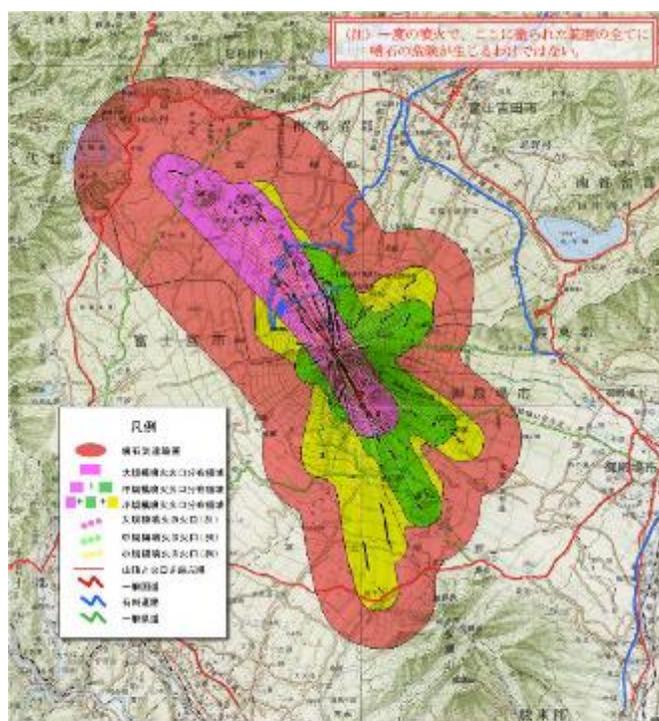
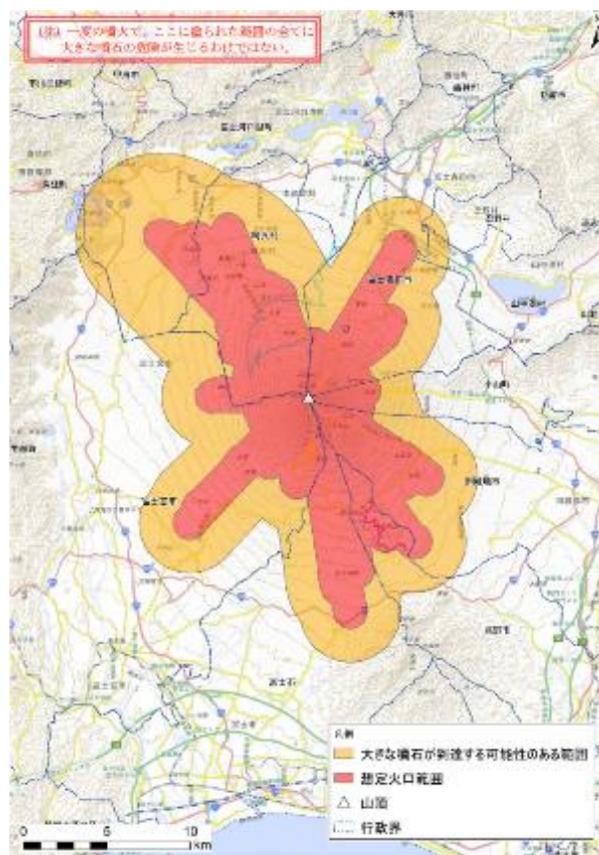


図 改定後の大きな噴石の可能性マップ



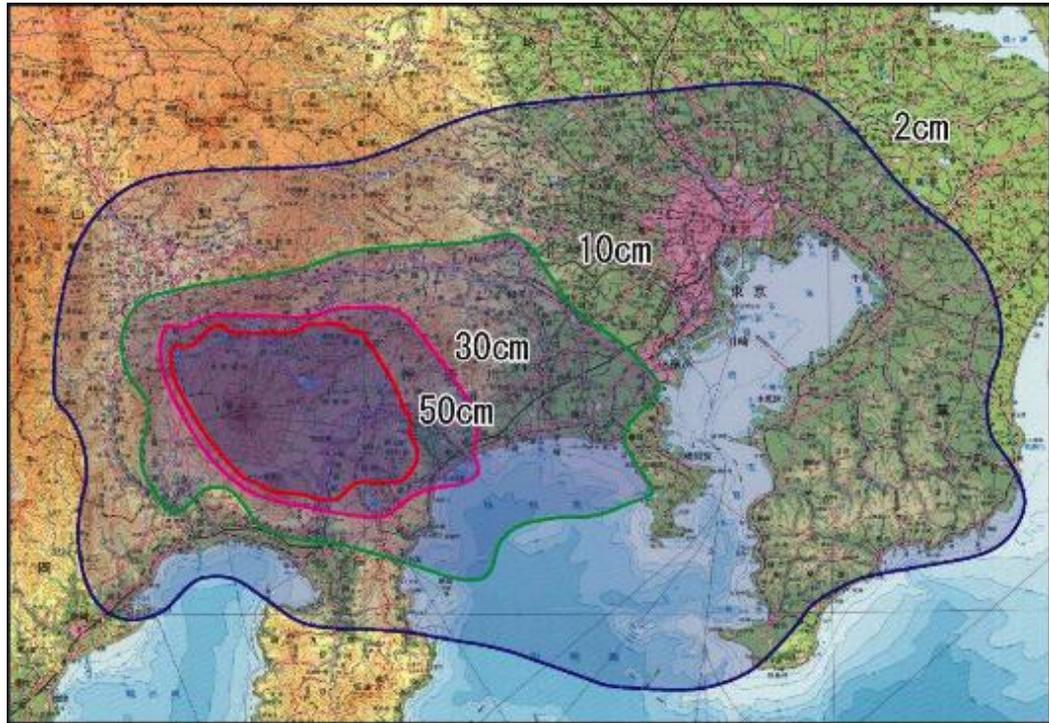
出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書説明資料

VI. 降灰（小さな噴石を含む）

降灰については、改定版においてはシミュレーションが行われていないため、ここでは平成16年富士山ハザードマップ検討委員会報告書に記載された可能性マップを掲載する。

※降灰：噴火によって火口から空中に噴出された火山灰が地表に降下する現象(火山灰は直径2mm以下の破碎された岩片を指す)。

図 降灰（小さな噴石を含む）の可能性マップ（平成16年版）



出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書説明資料

VII. 降灰後土石流

降灰後土石流については、2001（平成13）に施行された土砂災害防止法による土砂災害警戒区域を反映して作成された。

本村は、降灰10cm以上の範囲内にあり、村内の土砂災害警戒区域では、降灰後土石流が発生する可能性がある。

※降灰後土石流：降灰後に降雨に伴って土石流のこと。

図 降灰後土石流の可能性マップ



出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書説明資料

③ 土砂災害、豪雨・豪雪

村内には、桂川及びその支流等、土石流危険渓流が23 渓流あり、過去には堤防決壊等による水害に見舞われてきた。

本村では、東日本大震災、及び静岡県東部地震において震度5強を観測した。静岡県東部地震の発生後、本村は地震により地盤が脆弱になっている可能性が考慮され、土砂災害警戒情報の発表基準が暫定的に引き下げられ、通常基準の7割で適用されている。このように、本村は地震後の土砂災害のリスクが高い地域であると認識する必要がある。

また近年は、河川改修等の進捗により氾濫の危険性はかなり減少しているが、全国的に見ると毎年各地で土石流による災害が発生している。

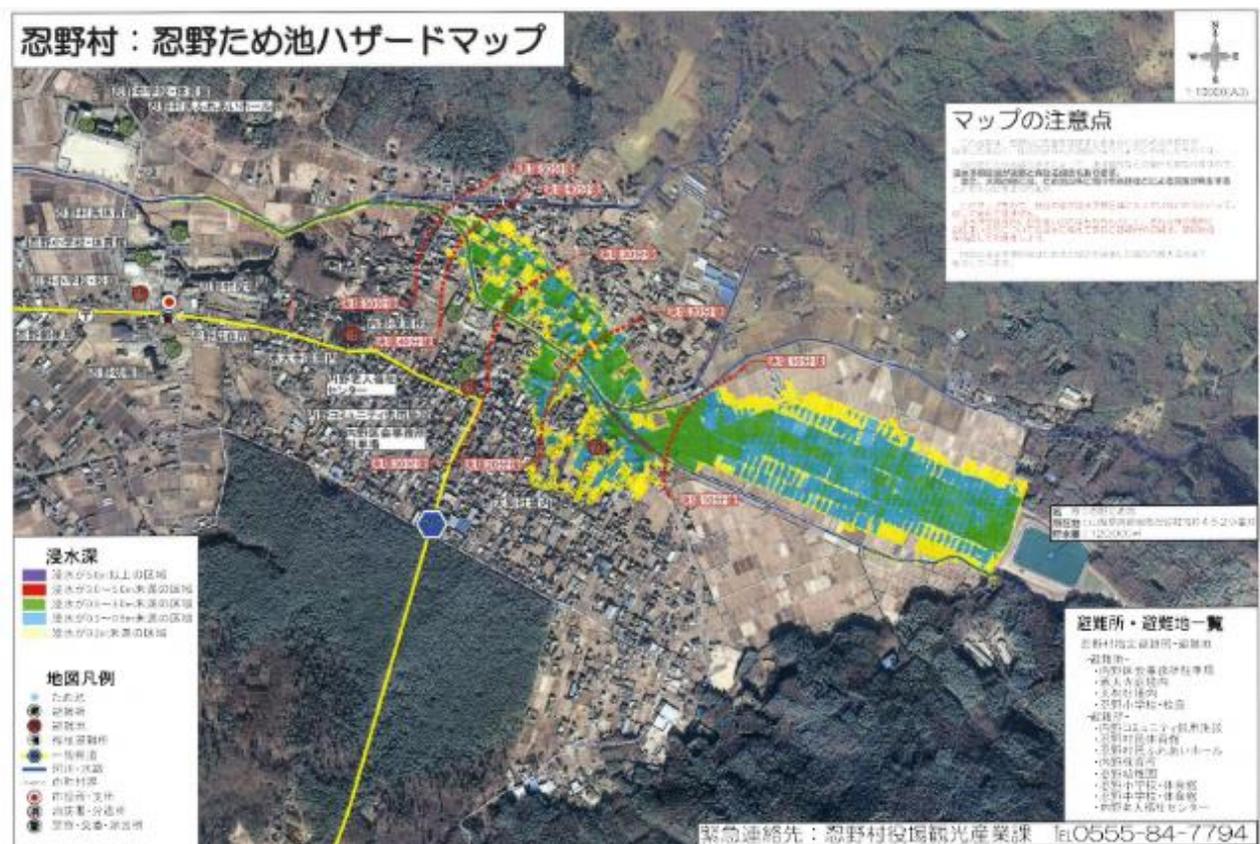
本村でも、平成25年に発生した台風18号による豪雨により、桂川の水位が大幅に上昇し、令和元年の台風19号においても、住家への土砂流入や床下浸水などが確認された。このため、豪雨による風水害被害に対しても十分な対策を講じる必要がある。

さらに、平成26年2月の豪雪において、本村では、場所によって2m近い豪雪を記録し、道路の寸断、ビニールハウスの倒壊等の被害が発生した。

④ ため池

村内にはため池が1ヶ所ある。ため池は災害等で決壊流出すると、人や家畜、家屋、農地、農作物、公共施設等に極めて甚大な被害をもたらす。

本村のため池ハザードマップによると、ため池が決壊した場合、決壊10分以上で住宅地へ浸水被害が発生するおそれが指摘されている。



出典：忍野村ため池ハザードマップ

3. 災害の歴史

昭和以前における本村の主な風水害、大正時代以降の山梨県で発生した地震災害は、次のとおり。

表 昭和以前に発生した本村の主な風水害

災害発生日	種別	概要
延暦 19 (800) 年	噴火	富士山噴火のため、新たに箱根路を開いた。
貞観 6 (864) 年 5月25日	噴火	富士山噴火により、本栖湖及びせの海（現在の西湖・精進湖）に熔岩が流れ込み、湖水を熱湯に変え、多くの民家が失われた。この溶岩流は、現在青木ヶ原丸尾と呼ばれている。
宝永 4 (1707) 年 10月4日	地震	富士山噴火の前兆となる大地震発生。（推定 M=8.4）さらに 11月22日から23日にかけて大きな余震が発生。
宝永 4 (1707) 年 11月23日	噴火	富士山の南東側の山腹を突き破って大噴火発生。火山に最も近い須走村では75戸が全滅、ほかの村々でも居住、田畑に大きな損害が生じた。また、この噴火により焼砂が酒匂川に堆積し、これが原因で翌年の雨期には酒匂川が氾濫した。しかし噴火の方向が東南を向いていたため本村域での被害は少なかった。
天明 2 (1782) 年 7月	地震 飢饉	この年の地震により、約8割の人家に被害をもたらしたばかりでなく、翌月の8月20日午前0時から午前10時に吹き荒れた大風でさらに大きな被害を発生させ、地震により半崩になった人家の倒壊、家財の打損、作物の吹倒れ等により、大飢饉となった。
天明 3 (1783) 年 ～天明 7 (1787) 年	飢饉	1783年、夏の長雨と冷害により大飢饉が発生。その後も、1786年の氷雨等による冷害等、数年間飢饉が続いた。
天保 4(1833)年 天保 6(1835)年 天保 7(1836)年	飢饉	天保 4,6,7年の大凶作を頂点として7ヶ月に及んだ冷害による飢饉。およそ50年前の天明の大飢饉と同様に、餓死、疫病死や流亡などの惨状を呈したが、異なる点は、長期間にわたり慢性的となった点である。こうした状況の中で、五ヶ所村（忍草・内野・平野・山中・長池）合わせて、家族440軒余のうち53軒が転退し、総人数1,720人余のうち440人余が村外へ転出、さらに天保8年2月には疫病が流行し、餓死者と合わせて390人が死亡した。
大正 12(1923)年 9月1日 午前11時58分	地震	関東大震災発生。[震源地：伊豆沖 30 kmの海底 M:7.9] 関東一円で大被害が生じたばかりでなく、忍野村でも負傷者4人、住家全潰26戸、住家半潰64戸が発生し、村役場や神社も被災したが、幸いにも死者は出なかった。しかし、9月13日夜の豪雨により水害が発生し、家屋の浸水102戸、耕地の埋没浸水610余町歩、公私有林300町歩、堤防水路の決壊4,500間に及んだ。その他井戸の陥没(27ヶ所)、停電、断水等、この災害から得る教訓は多い。

表 大正時代以降に発生した山梨県の主な地震災害

発生年月日	概要
大正 4 (1915)年 6月 20 日	山梨県東部を震央とする地震 (M5.9)、甲府市水道管亀裂 4~5ヶ所。
大正 7(1918)年 6月 26 日	神奈川県西部を震央とする地震(M6.3)、谷村 (現都留市) で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離等が多く、墓石転倒、土蔵壁亀脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂 7~8ヶ所。
大正 12 (1923)年 9月 1 日	関東大震災(M7.9 甲府震度 6)、県内死者 20 人、負傷者 116 人、全壊家屋 1,761 棟、半壊 4,992 棟、地盤の液状化現象 3ヶ所。
大正 13(1924)年 1月 15 日	丹沢地震(M7.3 甲府震度 6)、県東部で負傷者 30 人、家屋全壊 10 棟、半壊 87 棟、破損 439 棟、水道破損 60ヶ所。
昭和 19(1944)年 12月 7 日	南海海地震(M7.9)、甲府市付近で負傷者 2 人、家屋全壊 26 棟、半壊 8 棟、屋根瓦落下 29ヶ所等 (山梨日日新聞)。
昭和 51(1976)年 6月 16 日	山梨県東部を震央とする地震 (M5.5)、県東部で住家等一部破損 77 棟、道路 22ヶ所、田畑 31ヶ所、農業用施設 79ヶ所等。
昭和 58(1983)年 8月 8 日	山梨県東部を震央とする地震 (M6.0)、県東部を中心に 19 市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者 5 人、住家半壊 1 棟、一部破損 278 棟、田 147ヶ所、農林業用施設 55ヶ所、道路 21ヶ所、昇降被害 78 件、停電全世帯の 66%等、被害総額 3 億 5 千万円。
平成 8(1996)年 3月 6 日	山梨県東部を震央とする地震 (M5.3)、県東部を中心に 14 市町村で被害、負傷者 3 人、住家一部破損 86 棟、水道被害 3,901 戸等、被害総額 1 億 5,000 万円。
平成 23(2011)年 3月 11 日	東日本大震災(M9.0)、忍野村震度 5 強。村内全域で停電、水源の汚濁。
平成 23(2011)年 3月 15 日	静岡県東部地震(M6.0)、忍野村震度 5 強。

第4章 脆弱性の評価

1. 起きてはならない最悪の事態の設定

大規模自然災害等発生の前年に備えるべき8つの目標に対し、国では45の「起きてはならない最悪の事態」を設定している。基本法第14条には、国の基本計画や山梨県の地域計画、周辺市町村の地域計画との調和・連携が図られるべきとされていることから、これらの計画も踏まえつつ、本村の地域性等も考慮し、35の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定する。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による建物等の倒壊で多数の死傷者の発生
		1-2	公共施設、病院、学校、社会福祉施設、商業施設、観光施設等、不特定多数が集まる施設の損壊・倒壊や火災
		1-3	異常気象等による大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、天然ダムの発生、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態
		1-4	富士山火山噴火による多数の死傷者及び二次災害（降灰による目・鼻・のど・気管支等の異常が生じる健康被害、建物の損壊、交通ネットワークの機能停止、農地及び森林の消失・荒廃など）の発生により、後年度にわたり村の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備、災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態
		2-2	消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺又は大幅な低下
		2-3	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大量発生
		2-6	パンデミックの可能性のある新型感染症の発生
		2-7	避難所が適切に運営できず避難者の安全確保ができない事態
		2-8	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食糧等の供給不足
		2-9	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

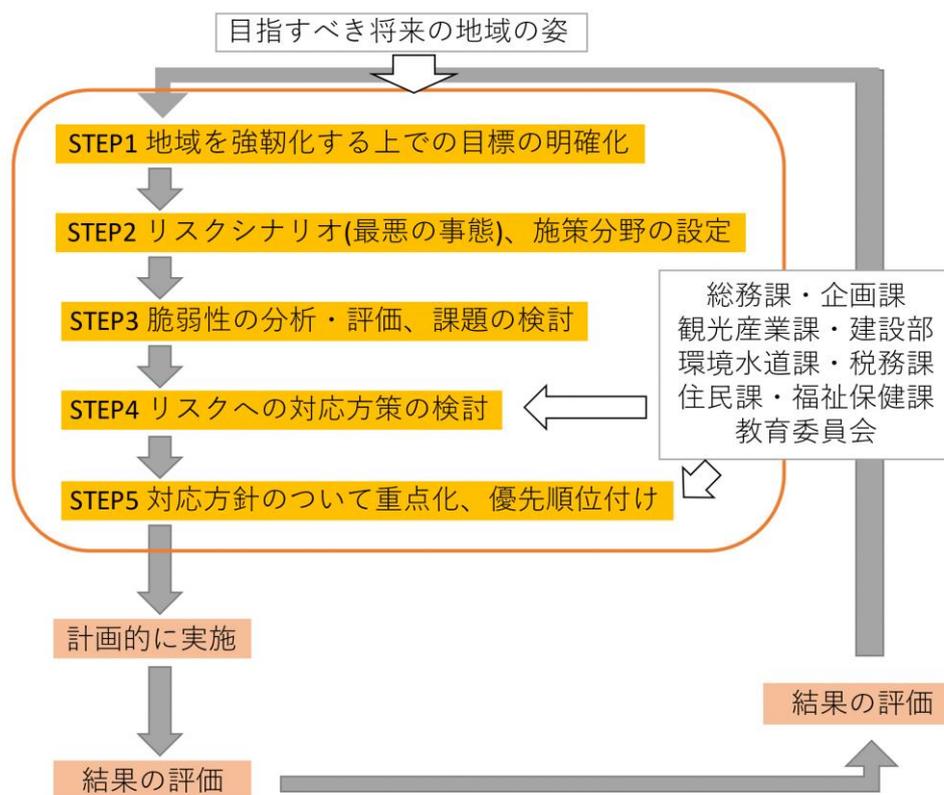
事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大交通事故や深刻な交通渋滞の多発
		3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶等や職員の被災による行政機能の長期にわたる機能不全
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送、防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による社会経済活動の停止、生産力の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・東名高速道路・鉄道）の機能停止又は県外との交通の遮断
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等の確保、早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガス等サプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-4	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-2	ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態
		8-5	応急仮設住宅等の住居確保対策の遅延による避難生活の長期化

2. 脆弱性評価の実施手順

本村の国土強靱化地域計画を策定するにあたり、施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国、県、先進他団体が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、以下の枠組により脆弱性評価を実施した。

評価にあたっては、「起きてはならない最悪の事態」ごとに、それを回避するための現行の取り組みを抽出し、現行の取り組みで対応が十分かどうか、脆弱性の分析・検討を実施した。

- STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化
- STEP 2 リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定
- STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- STEP 4 リスクへの対応方針の検討
- STEP 5 対応方針の重点化、優先順位付け



3. 脆弱性評価の結果

リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果を次章にまとめた。

現行の取り組みのうち、今後も継続して実施していく必要がある施策・事業については、今後、限られた財源等のなかで、より効果的、効率的に強靱化を推進していくために、施策・事業の重点化により優先順位を付けるとともに、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせるなど様々な工夫を施す必要がある。

第5章 脆弱性の評価結果及び強靱化の推進方針

1. 【事前に備えるべき目標 1】

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

●1-1：地震による建物等の倒壊で多数の死傷者の発生

1-1-1：住宅の耐震化の促進

脆弱性の評価結果

住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、昭和56年5月以前に着工された木造住宅については、耐震診断の無料実施や耐震改修工事等への補助を行い、耐震化の促進を図ってきており、平成27年度末の住宅の耐震化率は70.8%と推計されている。しかし、依然として耐震化が未実施の木造住宅が村内には数多くあることから、引き続き住宅の耐震化の促進を図る必要がある。

強靱化の推進方針

住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、引き続き木造住宅耐震化支援事業により耐震化の促進を図る。また、無料耐震診断の周知、自主防災組織等への建築物防災出張講座を促進するとともに、県や建築関係団体と連携して、耐震化促進のためのきめ細かな対策を推進する。

1-1-2：家具の転倒防止・ガラスの飛散防止等の家庭内対策

脆弱性の評価結果

地震による家具類の転倒での死傷者の発生を防ぎ、自らの命を守るため、家具の固定は重要である。しかしながら、家具類を固定（家庭内の一部を含む。）している住民の割合は低いと推測されるため、ガラスの飛散防止を含め、さらなる家庭内対策を図る必要がある。

強靱化の推進方針

家具等の転倒やガラスの飛散による死傷者を出さないようにするため、家具等の転倒防止に対する助成を行うとともに、ガラスの飛散防止対策について一層の啓発に努める。

1-1-3：避難路確保のための建築物等の耐震化の促進

脆弱性の評価結果

村では、地震に強いまちづくり計画で災害時における避難場所を設定しており、国及び県からの補助を受け、不特定多数の者等が利用する大規模建築物及び避難路沿道にある建築物の耐震診断費・設計費・改修費に対し補助するなど、耐震化を促している。

強靱化の推進方針

村内の建築物について、耐震診断を実施するよう呼びかける。
また、耐震診断の結果、耐震性能が低い建築物については耐震改修工事等を促進する。

1-1-4：村営住宅の長寿命化の推進

脆弱性の評価結果

村内には、村営住宅が3棟30戸あり、住宅に困窮する者に提供している。村営住宅は、定期的な点検に基づく外壁劣化等に対する修繕を進めてきており、引き続き改修を実施する必要がある。

強靱化の推進方針

今後も忍野村公共施設等総合管理計画（平成29年度策定）に基づいた効率的かつ円滑な改修を図ることで住宅の延命化を図る。

1-1-5：電線類の地中化の推進

脆弱性の評価結果

魅力ある景観の創出とともに、災害時に電柱や電線類の倒壊による通行障害を防止するため、忍野八海周辺を中心に電線類の地中化を進めている。また、県・国管理道路においても地中化事業が進められており、引き続き電線類の地中化を要請する必要がある。

強靱化の推進方針

引き続き市街地において電柱や電線無くすための地中化の事業を推進するとともに、県や国に対し要請する。

1-1-6：緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

脆弱性の評価結果

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「橋梁長寿命化計画」に基づき、橋梁の耐震補強を進めている。緊急輸送道路については耐震化を推進・要請する必要がある。

強靱化の推進方針

「橋梁長寿命化計画」に基づき、橋梁の耐震補強を進める。緊急輸送道路については引き続き耐震化を県や国に対して推進・要請する。

1-1-7：橋梁等の長寿命化の推進

脆弱性の評価結果

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、橋梁等の道路施設は、定期点検や必要な補修を実施している。施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、維持管理計画の策定を進める必要がある。

強靱化の推進方針

引き続き緊急輸送道路の橋梁の耐震化を推進・要請する。

1-1-8：都市公園施設の整備、防災活動拠点機能の強化

脆弱性の評価結果

忍野村公共施設等総合管理計画に基づく公園の施設改修、バリアフリー化等、防災活動拠点として整備を実施している。引き続き、既存の公園・広場等を活用した身近な防災活動拠点の整備を図る必要がある。

強靱化の推進方針

国・県の補助事業等を活用して、防災公園の新設や小公園（ポケットパーク）の整備を進める。

1-1-9：ヘリポートの確保・整備の促進

脆弱性の評価結果

大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行うため、忍野中央場外離着陸場、忍野小学校校庭をヘリコプター用飛行場外離着陸場として確保している。平成26年豪雪時には自衛隊へ災害派遣要請を行い、病人や人工透析患者のヘリコプターによる輸送等の人命救助、孤立集落や避難所への医薬品や非常食、飲料水などの救援物資の空輸などを行った。

強靱化の推進方針

県は、避難場所とは別の場所での適地を要請していることから、引き続き富士五湖消防本部等との連携を図りながら、県による適地調査を含めた技術支援を受け、ヘリポートの確保・整備を図る。

1-1-10：消防団の救助資機材等の整備促進

脆弱性の評価結果

災害等の発生時において、より効果的な活動ができるよう、消防団の救助用資機材等の充実を行っており、引き続き充実させる必要がある。

強靱化の推進方針

国の示す消防団の装備の基準等を踏まえながら、引き続き消防団の救助用資機材等の充実を図る。

1-1-11：耐震性貯水槽等の整備の促進

脆弱性の評価結果

消防防災施設の整備を促進するため、耐震性貯水槽、防火水槽の整備を進めている。

強靱化の推進方針

耐震性貯水槽、防火水槽の整備を推進する。

1-1-12：要配慮者支援マニュアル等の作成

脆弱性の評価結果

要援護者の状況を把握するとともに、地域支援者等の地域の互助共助を高めるため、情報を一元的に取りまとめた要援護者支援台帳システムを構築し、定期的に追加・更新している。また、65歳以上の虚弱な一人暮らし高齢者および高齢者のみの世帯を対象に、携帯用無線発信機、緊急通報用電話機を設置し、支援を行っている。さらに、救急医療情報キットの配付・活用などの取り組みを行っており、引き続き要配慮者への支援を充実する必要がある。

強靱化の推進方針

要援護者支援台帳システムの整備を引き続き進め、システムを活用した有効な運用に向け、避難行動要支援者支援マニュアルを作成する。また、当該システムを活用した、安否確認訓練、避難誘導訓練、福祉避難所設置・運営訓練等を実施する。さらに、自主防災組織との協働を考慮するとともに、自主防災組織における災害時要配慮者支援の取り組みを促進する。

1-1-13：避難行動要支援者防災訓練の実施

脆弱性の評価結果

災害時において要配慮者の円滑な避難を行うため、防災訓練などを通じて避難誘導、避難行動要支援者などに配慮した避難所の設置・運営訓練を実施する必要がある。

強靱化の推進方針

災害時において要配慮者の円滑な避難を行うため、防災訓練などを通じて避難誘導、避難行動要支援者などに配慮した避難所の設置・運営訓練を実施する。また、災害時の聴覚障害者に対する情報支援のため、手話通訳ボランティアの派遣等、村として具体的な検討を進める。併せて、発達障害児者等が情報支援の対象として国の方針に位置付けられたことを踏まえ、支援体制をどのようにしていくか検討する。

【1-1 地震による建物等の倒壊で多数の死傷者の発生】の KPI

施策・事業		KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
1-1-1	住宅の耐震化の促進	・住宅の耐震化率	・73%	・95%
1-1-2	家具の転倒防止・ガラスの飛散防止等の家庭内対策	・家具類を固定している村民の割合	・未調査	・アンケート調査の実施
1-1-4	村営住宅の長寿命化の推進	・村有建築物の耐震化率	・100%	・100%
1-1-7	橋梁・トンネル等の長寿命化の推進	・耐震補強を実施した橋梁の割合	・62%	・69%
1-1-9	ヘリポートの確保・整備の促進	・防災ヘリの臨時離着陸場の指定数	・避難所と別の場所に1つ	・現状維持（立地再検討の実施可否）

●1-2：公共施設、病院、学校、社会福祉施設、商業施設、観光施設等、不特定多数が集まる施設の損壊・倒壊や火災

1-2-1：庁舎等の耐震化の推進

脆弱性の評価結果

建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、忍野村耐震改修促進計画及び忍野村公共施設等総合管理計画に基づき、耐震性のない村有建物の耐震改修等を実施し、耐震化を図っている。引き続き、耐震化を促進する必要がある。

強靱化の推進方針

忍野村耐震改修促進計画及び忍野村公共施設等総合管理計画に基づき、引き続き耐震性のない村有建物の耐震改修及び解体等を実施し、令和2年度末までに耐震化率100%を達成するよう取り組む。

1-2-2：文化施設等における防災対策の推進

脆弱性の評価結果

村立文化施設の来館者を災害時に安全に避難させるため、避難誘導や初期消火等の訓練など職員の意識や技術の向上に努めている。引き続き、来館者の安全の確保のため、継続して取り組みを行う必要がある。

強靱化の推進方針

村立文化施設等の来館者を災害時に安全に避難させるため、引き続き避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。また、併せて定期的な避難訓練を実施していく。

1-2-3：公立学校の校（園）舎・体育館等の耐震化等の災害対策の推進

脆弱性の評価結果

公立学校の校（園）舎等の耐震化は、建物の倒壊や天井の落下等を防ぎ、児童・生徒の安全を確保するとともに避難所の確保など、発災時の減災対策や復興対策に貢献する効果があることから、早急に進める必要がある。

強靱化の推進方針

児童・生徒の安全確保及び避難所の確保のため、校舎の新築を視野に入れた小学校校舎の改修及び幼稚園等の耐震化を早急に推進する。

1-2-4：消防団員の確保対策等による消防団の活性化と能力の向上

脆弱性の評価結果

大規模災害発生時には、消防団の防災活動が、地域住民の命を守る上で重要な役割を担っていることから、各種災害を想定した訓練を実施し能力向上を図る必要がある。

強靱化の推進方針

村は、消防団員の能力向上のために各種災害を想定した訓練を推進する。消防団活動が一層重要になるため、消防団員に積極的に訓練への参加を促す。

1-2-5：地域消防力の確保、住民・事業所への啓発

脆弱性の評価結果

大規模地震が発生した場合、火災など多様な被害が発生する。住民への避難広報及び避難誘導等がますます重要となるが、消防団等の要員の確保率は低下しており、非番消防職員や消防団員の非常招集等の備えが必要である。

強靱化の推進方針

大規模災害の発生時には、住民への避難広報及び避難誘導等を行う必要があるため、村は、非番消防職員や消防団員の非常招集等の体制の構築について検討する。また、平時から住民と民間事業者等と協働で、火災予防、被害軽減に向けた取り組みを推進する。

1-2-6：災害時要配慮者等の避難所としての社会福祉施設（高齢者施設）の利用の促進

脆弱性の評価結果

在宅で援護を必要とする高齢者等の避難所として利用するため、村内の福祉施設を災害時の要配慮者等向けの「福祉避難施設」として指定している。引き続き、在宅の要援護者が災害時には福祉避難施設を利用する体制を進める必要がある。

強靱化の推進方針

福祉避難施設との連携を強化し、引き続き、在宅の要援護者が福祉施設を利用する体制の構築を進める。

1-2-7：高齢者・障害者施設への緊急入所ができる体制の検討

脆弱性の評価結果

高齢者・障害者施設が被災し入所者の避難が必要となる事態を想定し、他施設で入所者を受け入れる際の体制整備について、施設ごとの受け入れ可能人数や運用上の課題等に関する検討の協力を依頼している。引き続き、被災入所者を他施設で受け入れる体制整備を促進する必要がある。

強靱化の推進方針

引き続き、他施設で入所者を受け入れる際の体制整備について周知し、高齢者施設の入所者の相互受け入れや在宅要援護者の避難受け入れ体制の整備を図る。

1-2-8：障害者に対する情報支援体制の構築

脆弱性の評価結果

災害時要援護者名簿に登録されている障害者に対して、地域における支援者と連携していく必要がある。また、障害者（児）の支援体制をどのようにしていくか検討していく必要がある。

強靱化の推進方針

災害時要援護者名簿に登録されている障害者に対して、地域における支援者との連携を推進する。また、障害者（児）の支援体制をどのようにしていくか検討する。

1-2-9：有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

脆弱性の評価結果

国指定（重要文化財）の建造物については、国及び県の事業で耐震診断を実施し問題がないことが確認されている。村指定の有形文化財（建造物）については、耐震診断を推進し、対策を行う必要がある。

強靱化の推進方針

村指定の有形文化財（建造物）については、今後耐震診断を推進し、文化財建造物の価値を損ねない範囲で対策を講じる。

【1-2：公共施設、病院、学校、社会福祉施設、商業施設、観光施設等、不特定多数が集まる施設の損壊・倒壊や火災】の KPI

施策・事業		KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
1-2-1	庁舎等の耐震化の推進	・村有建築物の耐震化率 ・避難所となっている公共施設の耐震化率	・公共施設の90%が新耐震基準を満たしている	・
1-2-2	公立学校の校（園）舎・体育館等の耐震化等の災害対策の推進	・公立学校の校舎（園舎）等の耐震化率	・公立学校の校舎（園舎）等の耐震化率100%達成	←
1-2-4	消防団員の確保対策等による消防団の活性化と能力の向上	・消防団員の充足率	・定数123人	・定数を維持するよう消防団と協力
1-2-9	有形文化財（建造物）の耐震対策の推進			・耐震化率等の調査を実施し、必要に応じて改修等を実施

●1-3：異常気象等による大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、天然ダムの発生、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態

1-3-1：避難勧告・指示判断マニュアルの策定

脆弱性の評価結果

村地域防災計画において避難勧告等の判断基準の概要は整備しているが、国では、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、とるべき行動の対応を明確にすることとした。これに基づき、令和3年5月には「避難情報に関するガイドライン」が改定されたことから、実効性のある「高齢者等避難・避難指示の発令基準」の作成を行う必要がある。

強靱化の推進方針

国のガイドラインに基づく「高齢者等避難・避難指示の発令基準」を作成するとともに、より実効性のある基準とするため、実態にあわせた改定を進める。

1-3-2：地域消防力の確保、住民・事業所への啓発<再掲>

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

○地域消防力の確保、住民・事業所への啓発（参照：1-2-5）

1-3-3：防災ハザードマップの改定

脆弱性の評価結果

村では、土砂災害ハザードマップ、地震防災ハザードマップ、ため池ハザードマップ、富士火山防災避難マップを毎年改定し、全戸配布を行っている。今後は、ゲリラ豪雨や過去に経験のないような豪雨等に対応するため、最大規模の洪水域を想定するなど、浸水区域の設定見直し等について検討する必要がある。

強靱化の推進方針

土砂災害ハザードマップ、地震防災ハザードマップ、ため池ハザードマップ、富士火山防災避難マップ等について、毎年の改定作業や全戸配布を継続するとともに、過去に経験のない豪雨等にも対応していくため、最大規模の洪水域の想定など、浸水区域の設定見直し等について検討する。

1-3-4：森林の公益的機能の維持・増進

脆弱性の評価結果

森林の公益的機能を発揮させるため、植栽・保育・間伐等の作業を、計画的に進めている。今後も、森林病虫害の駆除、火災防止活動等と併せて効果的に実施する必要がある。また、保安林保育事業等の実施により、保安林の整備には一定の成果を得ているが、災害に備え、更に整備を行う必要がある。

強靱化の推進方針

森林の公益的機能が高度に発揮される健全な森林づくりを推進するため、県と連携し、引き続き森林環境保全推進事業等を計画していく。また、森林病虫害の駆除や林野火災防止パトロールを行うとともに、植栽・保育・間伐等の整備方針も検討していく。

1-3-5：治山事業による土砂災害対策の要請

脆弱性の評価結果

県治山事業により、周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮されるなど一定の成果を得ている。引き続き、山地災害危険地区の見直し及び未着手解消を要請する必要がある。

強靱化の推進方針

引き続き山間部集落周辺の山地災害防止機能を確保するため治山事業未着手地区の解消を要請していく。

1-3-6：土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

脆弱性の評価結果

県は、土砂災害警戒区域において砂防えん堤の整備、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等を実施しており、土砂災害の未然防止に一定の成果を上げているが、着手率はいまだ低い状況である。引き続き事業を実施するよう要請する必要がある。

強靱化の推進方針

土砂災害を未然に防止し、村民の生命・財産を守るため、引き続き危険度、優先度の高い箇所から砂防えん堤等の土砂災害対策施設の整備を要請する。

1-3-7：老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

脆弱性の評価結果

忍野村公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化を進めている。また、林道開設や改良、拡張、補修を進め、機能強化に努める必要がある。

強靱化の推進方針

富士山火山噴火で想定される土砂災害等の際にも林道の機能を維持できるよう、引き続き県と連携し機能強化に努める。

1-3-8：警戒避難体制の整備、危険箇所の周知、防災訓練の実施

脆弱性の評価結果

村内には、土砂災害（特別）警戒区域 34 箇所（急傾斜地 9 箇所、土石流 25 箇所）が指定されており、警戒避難体制の整備、地域住民への危険箇所の周知、避難訓練等の実施等の対策を進める必要がある。上記の土砂災害警戒区域内には、要配慮者利用施設が立地していることから、同施設の管理者による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施、並びに情報伝達体制の整備を図る必要がある。

強靱化の推進方針

村は、水害・土砂災害から村民を守るため、災害危険箇所の的確な把握、地域防災計画の見直し、避難行動要支援者名簿の更新、及び自主防災組織による避難支援計画等の作成支援、地域住民への周知、避難訓練の実施等を推進する。また、土砂災害警戒区域内に立地している要配慮者利用施設については、同施設の管理者による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進するとともに、情報伝達体制の整備を図る。

1-3-9：新名庄川、桂川（支流を含む。）の水位周知河川の指定

脆弱性の評価結果

新名庄川（支流を含む。）が水位周知河川に指定された際には、浸水害想定地域の警戒避難体制の整備、地域住民への危険箇所の周知、避難訓練の実施等の対策を進める必要がある。また、浸水害想定地域内の要配慮者利用施設の管理者による避難確保計画の作成、避難訓練の実施、及び情報伝達体制の整備等を図る必要がある。

強靱化の推進方針

新名庄川（支流を含む。）が水位周知河川に指定された際には、浸水害想定地域の警戒避難体制の整備、地域住民への危険箇所の周知、避難訓練の実施等の対策を進める。また、浸水害想定地域内の要配慮者利用施設の管理者による避難確保計画の作成、避難訓練の実施、及び情報伝達体制の整備を図る。

1-3-10：豪雪による除雪体制の整備

脆弱性の評価結果

豪雪により主要幹線道路の除雪が滞り、交通渋滞や一部の地域での孤立状態が生じるおそれがある。このため、平素から除雪体制を整備しておく必要がある。

強靱化の推進方針

豪雪により交通渋滞や一部の地域の孤立状態の発生等を防ぐため、平素から除雪体制を整備しておく。

1-3-11：耕作放棄地解消対策

脆弱性の評価結果

本村の経営耕地面積 258ha のうち 44ha は遊休農地となっている（令和 2 年 3 月末日現在）。関係機関と連携し、地域農業の担い手の育成を図るとともに意欲ある農業者への農地利用の集積により、耕作放棄地の発生防止、解消を図る必要がある。また、担い手育成と併せ、地域農業技術の承継も必要である。

強靱化の推進方針

地域農業の担い手育成とともに地域営農技術の承継に努める。また、農地中間管理機構等との連携により、意欲ある農業者への農地利用集積を推進し、耕作放棄地の解消に努める。

1-3-12：農地の整備（生産基盤の整備）

脆弱性の評価結果

農業の振興を図る「人・農地プラン」等により、生産基盤の整備、担い手への農地集積、集約化等が進められ、生産活動が持続されるとともに、洪水防止や土砂崩壊防止等の機能が発揮され村土保全にも貢献している。引き続き生産基盤の強化を図り、生産性の向上、農家経営の安定化を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要がある。

強靱化の推進方針

未整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道や農業水利施設等について、生産基盤の整備を図り、生産性の向上、農家経営の安定化に努める。

1-3-13：農業水利施設の老朽化・機能向上対策と地域の排水強化対策

脆弱性の評価結果

集中豪雨等により集落や農地等への浸水が発生し、被害の発生および拡大が懸念される。このため、機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要がある。

強靱化の推進方針

集中豪雨等による集落や農地等への浸水や被害の発生等を防ぐため、村は、機能低下した農業用排水施設等の整備・補強事業を推進する。

【1-3：異常気象等による大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、天然ダムの発生、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態】の KPI

	施策・事業	KPI	現状（2020 年度）	目標（2025 年度）
1-3-1	避難勧告・指示判断マニュアルの策定	・「高齢者等避難・避難指示の発令基準」の整備	・ガイドライン改定に基づき検討中	・避難指示が全住民に行き届くシステムの構築
1-3-3	防災ハザードマップの改定	・ハザードマップの作成及び配布	・策定済み	・改定の実施
1-3-4	森林の公益的機能の維持・増進	・山地災害を防止するための間伐面積 ・山地災害の安全対策が必要な地区の治山対策の推進	・山地災害を防止するために必要な間伐面積を把握していない。	・間伐面積の集積に努める ・現地確認の実施を継続

			・山地災害安全対策が必要地区は県と現地確認実施（年1回）	
1-3-5	治山事業による土砂災害対策の要請	・山地災害を防止するための森林の間伐面積(年間)	・山地災害を防止するために必要な間伐面積を把握していない	・間伐面積の集積に努める
1-3-6	土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進	・砂防、治山、地すべり、急傾斜の基礎調査の実施率 ・山地災害の安全対策が必要な地区の治山対策の推進	・実施率は未調査 ・山地災害安全対策が必要地区は県と現地確認実施（年1回）	・治山基礎調査努める 現地確認の実施を継続して行う
1-3-8	警戒避難体制の整備、危険箇所の周知、防災訓練の実施	・全自主防災会の地区別防災計画の作成 ・消防団、自主防災会に対する水防訓練 ・施設管理者による避難確保計画の作成 ・施設管理者による情報伝達体制の整備	・自主防災会の自主防災計画未策定	・自主防災会ごとの防災計画の作成 ・消防団、自主防災会に対する水防訓練の実施及び継続 ・避難確保計画の見直し施設管理者による情報伝達体制の見直し
1-3-10	豪雪による除雪体制の整備	・車道除雪機械設置台数	・ロータリー除雪機1台	・ロータリー除雪機1台 ・ホイローラー除雪車1台
1-3-13	農業水利施設の老朽化・機能向上対策と地域の排水強化対策	・ため池の耐震化	・H25調査の結果では耐震性あり	・詳細な結果を導き出すため堤体の土質調査を実施

●1-4：富士山火山噴火による多数の死傷者及び二次災害（降灰による目・鼻・のど・気管支等の異常が生じる健康被害、建物の損壊、交通ネットワークの機能停止、農地及び森林の消失・荒廃など）の発生により、後年度にわたり村の脆弱性が高まる事態

1-4-1：富士山火山広域避難計画の改定及び訓練の実施（広域的な避難への対応）

脆弱性の評価結果

村は「富士山火山防災対策協議会」に参画し、「富士山火山広域避難計画」（対策編）を策定し、噴火を想定した総合図上訓練、平成 27 年度に「富士山火山三県合同防災訓練 2015」を実施した。また、富士山火山広域避難計画を基に村が実施する詳細な避難対応や対策を記載した忍野村地域防災計画（富士山火山編）を策定し、平成 29 年度には富士山火山防災協議会による噴火を想定した広域避難訓練を実施した。引き続き、広域避難対策の充実や訓練の継続が必要となる。

強靱化の推進方針

富士山噴火災害時には、市町村を越えた避難が想定され、本村では大月市・上野原市・道志村が広域避難先となっているため、県による調整を踏まえ、村の個別避難計画の具体化を図るとともに、訓練も継続して実施する。

1-4-2：避難・輸送の支援協定の締結

脆弱性の評価結果

富士山火山噴火災害については広域避難が想定されるため、図上訓練・広域避難訓練等を実施し避難計画を検証している。対応力の強化に向けて民間団体との避難・輸送支援協定の検討や広域避難に関する協定の具体化を進める必要がある。

強靱化の推進方針

2016 年に富士山噴火時における忍野村の広域避難に関する覚書を大月市・上野原市・道志村と締結し、広域避難先として村民が避難できるようになった。引き続き、民間団体との避難・輸送の支援協定を検討する。

1-4-3：富士山火山防災避難マップの改定・周知

脆弱性の評価結果

住民に対して「富士山火山防災避難マップ」を周知している。関係機関による噴火に際して即時に対応できる火山ハザードマップ（リアルタイムハザードマップ）の活用、ハザードマップを使いこなす防災教育に取り組む必要がある。

強靱化の推進方針

「富士山火山防災避難マップ」や県が改定する「富士山ハザードマップ」等を活用し、富士山噴火の防災教育に取り組む。また、観光客の避難について観光関係者と連携し整理する。

1-4-4：富士山監視体制の整備の推進

脆弱性の評価結果

県は、光ファイバー網の整備と高感度カメラを河口湖、山中湖、西湖及び本栖湖にそれぞれ設置し、富士砂防事務所及び村との映像配信による情報共有化を図っている。引き続き、国、県等の監視システム及び火山監視機器の整備を要請するとともに、監視映像等の情報の共有化により、富士山監視体制の強化を図る必要がある。

強靱化の推進方針

富士山火山噴火の前兆現象を早期に特定するため、気象庁や火山専門機関等も含む監視体制の強化、情報提供を受けての避難体制の強化や緊急減災対策の迅速化を図る。

1-4-5：富士山火山噴火緊急減災対策の推進

脆弱性の評価結果

富士北麓地域7市町村により富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会を設立している。現在、「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」が2018（平成30）年度に策定された。山梨県側の国直轄化、事業実施、実践的な支援体制の構築等について、関係市町村、県とともに国に要望を行い、富士山火山噴火減災対策を促進する必要がある。

強靱化の推進方針

本村が参画する富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会として、富士山火山対策の国直轄化について、国に要望を行う。

1-4-6：富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備

脆弱性の評価結果

国・県とともに避難路や緊急輸送路となる幹線道路や生活道路等の整備を推進しているが、未整備の箇所も多く、引き続き富士山噴火等の災害時に避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダンダンシー（交通の多重性）の確保を図っていく必要がある。

強靱化の推進方針

富士北麓地域から広域避難路となる幹線道路の整備、避難路となる国道139号、県道717号、一市二村道の整備を要請する。また、村道、都市計画道路、林道等の整備を推進する。

1-4-7：富士山火山噴火に伴う降灰から農地及び森林の保全

脆弱性の評価結果

災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、農業者に対する経営再建対策として、農業災害対策資金利子補給補助を行っている。大規模な自然災害に備え、引き続き制度を行っていく必要がある。

強靱化の推進方針

災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、引き続き農業者に対する経営再建対策としての農業災害対策資金利子補給補助制度を運用していく。

【1-4：富士山火山噴火による多数の死傷者及び二次災害（降灰による目・鼻・のど・気管支等の異常が生じる健康被害、建物の損壊、交通ネットワークの機能停止、農地及び森林の消失・荒廃など）の発生により、後年度にわたり村の脆弱性が高まる事態】の KPI

施策・事業		KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
1-4-1	富士山火山広域避難計画の改定及び訓練の実施（広域的な避難への対応）	・住民の防災訓練への参加率 （ここ1年間）	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和元年度以降、約250名の自治体役員のみで実施	・忍草、内野地区で600人ずつ。 コロナウイルス感染症拡大前の参加人数に戻す
1-4-3	富士山火山防災避難マップの改定・周知	・住民の「富士山火山防災避難マップ」の認知度 ・住民の富士山噴火時の広域避難先の認知度	・マップの認知度は高い一方、避難先は住民の過半数が未把握	・マップ認知度向上 ・避難先の周知徹底
1-4-6	富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備	・避難路、緊急輸送道路整備率	・各種道路について、整備・維持が必要	・一市二村道を含む、広域避難道路の計画・整備を実施
1-4-7	富士山火山噴火に伴う降灰から農地及び森林の保全	・農業災害対策資金利子補給補助の制度周知	・農業災害対策資金利子補給補助の制度周知不足	・農業災害対策資金利子補給補助の制度周知

●1-5：情報伝達の不備、災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

1-5-1：被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備

脆弱性の評価結果

災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、県、村、消防本部、防災関係機関に設置されている防災行政無線の維持管理や設備の更新を行うとともに、災害時における活動拠点となる都市公園等に防災行政無線を増設するなど通信機能の強化を図っている。引き続き、安定した通信確保を図るため、施設の維持管理と整備を行う必要がある。

強靱化の推進方針

災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、防災行政無線施設のデジタル化を進め、安定した通信機能の確保、テレビ、スマートフォン等による可視化・多言語化を図る。

1-5-2：防災情報システムの構築・運用

脆弱性の評価結果

被害情報の収集については、電話、FAXだけでなく、県、市町村、防災関係機関等で収集情報を共有・提供する「山梨県総合防災情報システム」が運用されており、引き続きシステムの活用を図る必要がある。

強靱化の推進方針

迅速かつ的確な初動対応を実現するため、県、市町村、防災関係機関等で収集情報を共有・提供するためのITを活用した「山梨県総合防災情報システム」を引き続き運用する。

1-5-3：被災者支援情報提供体制の整備

脆弱性の評価結果

災害時は、日本放送協会甲府放送局、(株)山梨放送、(株)テレビ山梨、株式会社エフエム富士、(株)忍野CATV等ほか各報道機関への放送の要請を行い、テレビ・ラジオ・新聞紙面を活用した情報提供を行う必要がある。また、多様な情報提供手段を確保するため、公式ツイッター、スマートフォン向けホームページ及び公式フェイスブックの開設や、村ホームページの支障に備え災害協定市ホームページの相互運用などを検討する必要がある。

強靱化の推進方針

災害時の情報混乱を招かないように、「山梨県総合防災情報システム」を通じたLアラートによる報道機関への発信を基本とし、ケーブルテレビ(忍野CATV)、コミュニティFM(FMふじやま、エフエム富士五湖)によるデータ放送や緊急放送等を行う。併せてホームページ、SNS等の媒体の活用を通じたきめ細かな情報発信を行う。

1-5-4：防災アプリの運用・利用促進

脆弱性の評価結果

災害時における被害情報の収集や伝達体制の確立を図るため、また、多様な防災情報の発信手段を確保するために、スマートフォン用の防災アプリを開発している。今後は、住民に対して防災アプリの周知を図る必要がある。

強靱化の推進方針

災害時において、被害情報の収集や伝達体制の確立を図るため、また、多様な防災情報の発信手段を確保するために開発したスマートフォン用防災アプリの運用と、住民に対し防災アプリ利用の周知を図る。

1-5-5：外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備

脆弱性の評価結果

県は、外国人旅行者のスマートフォンやタブレットで利用できる、観光・防災情報提供アプリケーションを作成しており、この活用を図る必要がある。また、村では観光情報の多言語化推進などの受け入れ環境の整備を図るため、外国人観光客向けのページ等の準備を想定している。このHP等に災害情報をリンクさせる必要がある。

強靱化の推進方針

県の「観光・防災情報提供アプリケーション」により、村の観光や防災に関する情報を提供できる体制を構築するとともに、村のHPから災害情報の発信を行い、外国人観光客に対する防災対策の充実を図る。

1-5-6：災害時広報マニュアルの整備・運用

脆弱性の評価結果

災害情報を提供するため災害時広報文を用意しているが、より迅速かつ確実に提供するため、災害時広報活動マニュアル等を整備する必要がある。

強靱化の推進方針

住民等へのより迅速かつ確実な情報提供を図るため、災害時広報活動マニュアルを整備し、必要に応じ見直しを行う。

1-5-7：高所監視カメラ・テレビ会議システム等の活用

脆弱性の評価結果

災害発生時に現地の被害状況を迅速に収集するには、高所カメラ・ライブカメラの映像やテレビ会議システム等が有効な手段である。引き続き、災害発生時の被害状況を迅速に収集するため、高所カメラやテレビ会議システムを活用する必要がある。

強靱化の推進方針

災害発生時の被害状況を迅速に収集する体制を充実するため、ライブカメラや高所カメラ等の設置や、テレビ会議システムの活用を図る。

1-5-8：消防救急デジタル無線の広域化・共同化の促進

脆弱性の評価結果

富士五湖消防本部の消防救急無線デジタル化は完了（平成 26 年）している。引き続き、広域的な機動性の確保、災害に強い情報通信体制の整備を進めていくため、消防救急無線のデジタル化の広域化・共同化を行う必要がある。

強靱化の推進方針

消防救急無線の広域化・共同化により、広域的な機動性の確保を図るとともに、災害に強い情報通信体制の整備を進める。

1-5-9：社会福祉施設における防災資機材等の整備促進

脆弱性の評価結果

高齢者、障害者、児童福祉施設の防災資機材等の整備のため、施設ごとの整備状況を確認するとともに、不備等があった場合には改善を働きかけている。引き続き、防災資機材等の整備を促進する必要がある。

強靱化の推進方針

福祉施設の防災資機材等の整備のため、引き続き、施設ごとの整備状況を確認するとともに、不備等があった場合には改善を働きかけるなど、防災資機材等の整備を促進させる。

【1-5：情報伝達の不備、災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生】の KPI

施策・事業		KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
1-5-1	被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備	・デジタル化した防災無線による災害情報の伝達	・防災無線デジタル化は完了。防災無線による情報伝達実施中	・防災アプリ等を構築し、情報の可視化を推進
1-5-2	防災情報システムの構築・運用	・消防：通信指令センターとの情報通信の多重化（衛星電話等）整備状況	・地上系・衛星系非常通信システム配備完了	・現状のシステムを維持管理、通信設備の更新
1-5-3	被災者支援情報提供体制の整備	・市民への情報伝達手段の多重化・同報系デジタル防災行政無線等の整備	・山梨県総合防災情報システムの活用	
1-5-4	防災アプリの運用・利用促進	・住民の防災アプリ利用率	—	50%
1-5-7	高所監視カメラ・テレビ会議システム等の活用	・ライブカメラ設置台数	・防犯カメラ6台 ・HP用ライブカメラ2台	現状維持するとともに、必要箇所へのカメラの設置の検討

2. 【事前に備えるべき目標 2】

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

●2-1：交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態

2-1-1：災害時に備えた他自治体・民間企業等との協定締結の推進

脆弱性の評価結果

災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業（飲料水、一時避難所、食品・生活必需品、廃棄物処理、緊急放送、輸送支援等）、市区町村（相互応援、HP 代替、広域避難等）、各種団体等と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。引き続き、関係団体等との連携を強化する必要がある。

強靱化の推進方針

災害発生による様々な事態に対応するため、引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、民間企業、市区町村、各種団体等と協定の締結及び連携の強化を図る。

2-1-2：避難所への公的備蓄の保管促進（食料の確保）

脆弱性の評価結果

村では、各防災備蓄倉庫等へ食料、資機材等の備蓄を進めており、3,000 人が 3 日間暮らせる衣食住の備蓄がある。引き続き、公的備蓄量の増加及び家庭でのローリングストック等の呼びかけを行う必要がある。

強靱化の推進方針

引き続き、各防災備蓄倉庫等へ食料、資機材等の備蓄を進め、備蓄量の増加及び家庭におけるローリングストック等の呼びかけを行う。

2-1-3：自主防災組織の防災資機材の整備促進

脆弱性の評価結果

地域の防災力を高めるため、各地区の組ごとに組織している自主防災組織に対して、助成事業の利用による防災資機材等の整備を図っている。引き続き、防災資機材等の整備を図る必要がある。

強靱化の推進方針

地域の防災力を強化するため、引き続き各種財源の利用による防災資機材等の整備を図る。

2-1-4：救援物資受け入れ体制の整備

脆弱性の評価結果

災害発生に対し、県では非常用物資の受援計画等を策定しており、また村では、地域防災計画において救援物資の受け入れ体制を取りまとめている。これらについて、訓練等を通じて検証を行うとともに、災害時応援協定を締結する民間団体、事業所等との情報交換や連絡窓口等の確認を定期的に行い、必要に応じて内容の見直しを行うなど、連携体制を強化する必要がある。

強靱化の推進方針

村は、県の受援計画及び町の地域防災計画に基づく救援物資の受け入れ体制について、訓練等を通じて検証を行う。また、災害時応援協定を締結する民間団体、事業所等との情報交換や連絡窓口等の確認を定期的に行い、必要に応じて内容の見直しを行うなど、連携体制の強化を図る。

2-1-5：燃料確保の推進

脆弱性の評価結果

災害発生時の燃料確保については、L Pガス協会や村内ガソリンスタンド組合との協定により、優先的に避難所へのL Pガス供給、公用車へのガソリン供給、及び灯油の供給を確保することとしている。引き続き、燃料確保に努めていく必要がある。

強靱化の推進方針

災害発生時には、L Pガス協会や村内ガソリンスタンド組合との協定に基づき、優先的に避難所へのL Pガス供給、公用車へのガソリン供給、及び灯油の供給により、燃料確保を図る。

2-1-6：応急給水体制の整備

脆弱性の評価結果

日本水道協会や県等の復旧対策を円滑に遂行するため、相互応援の確立を目的とした協定を締結している。今後も情報交換や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。

強靱化の推進方針

村は、日本水道協会や県等の水道災害時における応援対策及び復旧対策を円滑に遂行するための相互応援の確立に関する協定に基づき、情報交換や訓練を実施し、連携体制の一層の強化を図る。

2-1-7：防災公園等の避難地としての防災機能強化

脆弱性の評価結果

防災公園や小公園（ポケットパーク）は、緊急時の避難地など防災上重要な役割を担っていることから、適切に保全・活用しオープンスペースを確保する必要がある。

強靱化の推進方針

都市公園等は、適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

2-1-8：災害に強い物流システムの構築

脆弱性の評価結果

県は、災害に強い物流システムを構築するため、広域物資拠点施設の選定、通信設備等の整備を行い、また、山梨県トラック協会及び山梨県倉庫協会等と協定を締結し、物資の荷役・配送作業に係る体制を整備している。村も、県トラック協会との協定を締結しており、関係機関と協議し、救援物資の受領方法、手段等について検討する必要がある。

強靱化の推進方針

災害に強い物流システムを構築するため、平時から関係機関と協議し、プッシュ型救援物資の受け入れ方法、ラストワンマイル等の課題の克服方法等について検討を行う。

2-1-9：緊急物資調達・配送システムの確立

脆弱性の評価結果

災害発生時に必要となる食料品、飲料水及び日用品を調達するために、周辺市町村等と協定を締結している。必要な物資を速やかに確保できるよう調達体制の拡充を図るため、協定締結企業者と協定内容の見直しを行うとともに、物流事業者のノウハウを活用した体制の構築に向け、関係者と検討を行う必要がある。

強靱化の推進方針

環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定に基づき、必要とされる物資を速やかに確保できるよう調達体制の拡充を図る。また、協定内容の見直しを行うとともに、物流事業者のノウハウを活用した体制の構築に向け、関係者と検討する。

2-1-10：道路除排雪計画の策定等

脆弱性の評価結果

主要幹線道路の管理者である国や県と連携し除排雪計画を策定している。今後、村内の除排雪作業が可能な業者と協議を進め、実状を反映した計画とする必要がある。

強靱化の推進方針

主要幹線道路の管理者である国や県と連携した除排雪計画の改定・見直しを進めるとともに、村内の除排雪作業業者との協議を進め、より実効性の高い計画としていく。

2-1-11：土砂災害対策の推進〈再掲〉

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

- 治山事業による土砂災害対策の推進（参照：1-3-5）
- 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-3-6）

【2-1：交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態】の KPI

	施策・事業	KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
2-1-2	避難所への公的備蓄の保管促進（食料の確保）	・備蓄量及び備蓄充足率	・各防災倉庫への不足備蓄の補充を随時実施	・行政防災倉庫の管理を維持。各家庭で防災備蓄品の用意を呼び掛け
2-1-8	災害に強い物流システムの構築	・緊急輸送道路の整備状況 ・緊急時輸送道路の整備促進状況	・避難道路の位置づけは一部道路にあるが、輸送道路としての位置付けなし	・避難道路と併せ、緊急輸送道路の位置付けを実施 ・必要に応じて新たな防災道路の建設も県や国と協議
2-1-10	道路除排雪計画の策定等	・道路排雪計画の策定	・未策定	・策定に向け県と協議

●2-2：消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺又は大幅な低下

2-2-1：国、県、警察、消防等との連携強化

脆弱性の評価結果

災害時の支援を効果的に受け入れるため、各種訓練での協働、連絡会議等での意見交換等を行っている。今後も、連携及び受援体制の強化を図る必要がある。

強靱化の推進方針

村は、災害時の支援を効果的に受け入れるため、国、県、警察、消防等の関係機関との各種訓練での協働、連絡会議等での意見交換等の充実を図ることにより、連携及び受援体制の強化を図る。

2-2-2：消防団員の確保対策等による消防団の活性化と能力の向上〈再掲〉

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

○消防団員の確保対策等による消防団の活性化と能力の向上（参照：1-2-4）

2-2-3：病院救護マニュアルの活用の推進

脆弱性の評価結果

県は災害時の対応能力の強化を図るため、各病院に救護マニュアルの作成を指導したところであり、一定の成果が出ている。今後は、村が主体となって実施する訓練に、医療機関の参加を促す必要がある。

強靱化の推進方針

災害時の対応能力の強化を図るため、村が主体となって実施する訓練に、医療機関の参加を促す。

2-2-4：医薬品等の備蓄・供給体制の整備

脆弱性の評価結果

県は、山梨県医薬品卸協同組合と協定及び保管管理委託を締結し、医薬品等の備蓄を行っており、毎年度、備蓄品目の見直しを行っている。想定を超えて交通が麻痺し、緊急対応が必要となった場合の対応策を検討する必要がある。

強靱化の推進方針

医療救護に必要な医薬品等の調達を円滑に行うため、引き続き県との連携を図るとともに、村内の薬局等との協力の在り方や緊急対応が必要となった場合の対応策の検討を行う。

2-2-5：透析患者の支援体制の整備

脆弱性の評価結果

県は、県内人工透析医療機関の同意を得た透析実施患者情報を患者の居住地別に作成し、市町村等の関係機関と共有する体制を構築している。村は、災害時の人工透析の確保のため、県、医療機関等と連携して体制整備を検討する必要がある。

強靱化の推進方針

県の透析実施患者情報を活用するとともに、災害時の人工透析の確保のため、県、医療機関等と連携して体制整備を検討する。

2-2-6：救急搬送体制の充実強化

脆弱性の評価結果

救急搬送における実施基準の見直し等を通じて、迅速適切な救急搬送を促進しているが、引き続き、救急搬送体制の充実強化を図る必要がある。

強靱化の推進方針

救急搬送体制の充実強化を図るため、引き続き、救急搬送における実施基準の見直し等を通じ、迅速かつ適切な救急搬送の促進を図る。

2-2-7：広域医療搬送体制の整備

脆弱性の評価結果

災害時の医療救護対応能力の強化を図るため、県の大規模災害時医療救護マニュアルに基づき、各保健所と管内医療機関等が連携して情報伝達訓練を実施している。引き続き、広域医療搬送体制の充実強化を図る必要がある。

強靱化の推進方針

災害時の医療救護対応能力の強化を図るため、今後は、県と連携しながら、保健所単位だけでなく、全県的な情報伝達訓練及び広域医療搬送訓練を実施に向けた検討を進める。

2-2-8：災害時における医療救護の協力体制の構築の推進

脆弱性の評価結果

災害時の医療救護協力体制の構築のため、富士吉田医師会等と災害時の避難所への医療従事者の派遣等について協力を確保している。引き続き、必要に応じた協力内容の見直しを行う必要がある。

強靱化の推進方針

災害時の医療救護協力体制の構築のため、富士吉田医師会等と災害時の避難所等への医療従事者等の派遣協定の締結について検討を進める。

【2-2：情報伝達の不備、災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生】の KPI

	施策・事業	KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
2-2-2	消防団員の確保対策等による消防団の活性化と能力の向上〈再掲〉	・消防団員の充足率	・定数 123 人	・定数を維持するよう、消防団と協力

●2-3：医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による
医療・福祉機能の麻痺

2-3-1：災害時医療救援体制の整備

脆弱性の評価結果

災害医療コーディネーター・災害薬事コーディネーターとの連絡調整をする。医師会・歯科医師会・薬剤師会をはじめ災害拠点病院と災害時の医療救護体制や医師や看護師派遣による人材確保等を図る必要がある。

強靱化の推進方針

村は、有事に備え、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターとの連絡調整の体制を強化する。また、医師会、歯科医師会及び薬剤師会をはじめ、災害拠点病院と災害時の医療救護体制の強化や医師や看護師派遣による人材確保等を図る。

2-3-2：DMAT などの受援体制の整備及び県の災害拠点病院との連絡体制の整備

脆弱性の評価結果

災害発生時には、村内の診療所の被災及び医師の不足などが予想されるため、DMAT 等の受援体制の整備及び県の災害拠点病院との連絡体制を整備する必要がある。

強靱化の推進方針

災害発生時において村内の診療所の被災及び医師の不足等に対処するため、DMAT 等の受援体制の整備や県の災害拠点病院との連携体制の整備等を進める。

2-3-3：災害時における医療救護の協力体制の構築の推進〈再掲〉

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

○災害時における医療救護の協力体制の構築の推進（参照：2-3-8）

2-3-4：ヘリポートの確保・整備の促進〈再掲〉

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

○ヘリポートの確保・整備の促進（参照：1-1-9）

【2-3：医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺】の KPI

	施策・事業	KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
2-3-4	ヘリポートの確保・整備の促進〈再掲〉	・防災ヘリの臨時離着陸場の指定数	・避難所と別の場所に1つ	・現状維持（立地再検討の実施可否）

●2-4：救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

2-4-1：ライフライン機関との連携強化

脆弱性の評価結果

エネルギー供給の長期途絶の回避及び被災後の迅速な復旧を図るため、ライフライン関係事業者との協定締結を進めるとともに、平時から連絡会議等での情報交換や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。

強靱化の推進方針

村は、エネルギー供給の長期途絶の回避及び被災後の迅速な復旧を図るため、ライフライン機関との協定の締結を進めるとともに、平時から連絡会議等での情報交換や訓練を実施し、連携体制を強化する。

2-4-2：防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進

脆弱性の評価結果

防災拠点等の非常用電源の確保等のため、村役場庁舎において太陽光発電設備等を設置している。今後は、通常時の省エネ対策と非常時の電源確保のため、防災拠点となる施設において、太陽光発電設備とともに蓄電池等を整備する必要がある。また、災害時に有効な自立・分散型電源の導入を推進していく必要がある。

強靱化の推進方針

村施設等、防災拠点の非常用電源について、太陽光発電と蓄電池のシステムに加え、熱電を併給できるコージェネレーションシステムや燃料電池等の導入について検討する。

2-4-3：被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備〈再掲〉

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

○被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備（1-5-1 再掲）

【2-4：救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶】の KPI

施策・事業		KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
2-4-1	ライフライン機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン機関との協定の締結 ・ライフライン機関との連絡会議への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の協定を維持しながら、必要に応じて協議を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・一つでも多くのライフライン機関と協定締結
2-4-2	防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・村の防災拠点への非常電源の確保 ・避難所への発電機の整備 ・必要な発電用燃料の充足度 	<ul style="list-style-type: none"> ・発電機の配備完了。蓄電池設置は要検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点への蓄電池設置を推進

●2-5：被災地における疫病・感染症等の大量発生

2-5-1：防疫体制の整備、県災害時健康支援マニュアルの活用、感染症予防啓発

脆弱性の評価結果

感染症の発生防止・防疫対策に一日でも早く取り組めるように県と村が連携し、広域的に対応できる支援体制及び平常時より県マニュアルに基づき町のマニュアルを整備するとともに、発災後は、被災地において感染症予防の啓発を継続的に実施することが必要である。また、新型感染症のパンデミック期に対し、避難所への避難者を減らし在宅避難を増やす。また使用できる施設のリストアップや民間事業者との協力体制、学校の余裕教室活用などの避難所対策の検討も必要である。

強靱化の推進方針

村は、感染症の発生防止・防疫対策に速やかに取り組めるよう、県や他市町村と連携し、広域的に対応できる支援体制を整備する。また、被災地において感染症予防の啓発等を速やかに実施できるよう、県マニュアルに基づき、村のマニュアルを整備する。新型感染症のパンデミック期に対し、避難所への避難者を減らし在宅避難を増やす。また使用できる施設のリストアップや民間事業者との協力体制、学校の余裕教室活用などの避難所対策を検討する。

2-5-2：災害時保健医療体制の整備

脆弱性の評価結果

「山梨県災害時における保健師活動マニュアル」を活用しながら、村内の保健師全員による机上訓練を行い、迅速に対応できるよう取り組んでいる。今後も訓練の充実に向け取り組んでいく必要がある。

強靱化の推進方針

今後も、山梨県災害時における保健師活動マニュアルを活用し、村内の保健師による訓練の充実を図り、迅速に対応できるよう取り組んでいく。

2-5-3：災害時防疫体制の構築

脆弱性の評価結果

感染症の予防として、平常時より、社会福祉施設（高齢者施設）等への対策を周知している。また、感染症の蔓延防止策として定期予防接種率向上に努めている。今後は、災害発生時に感染症罹患者が発生した際に、生活区域を分け拡散防止に努められるように検討していく必要がある。

強靱化の推進方針

平常時より、社会福祉施設（高齢者施設）等に感染症の予防対策を周知するとともに、感染症の蔓延防止策として定期予防接種率の向上に努める。今後は、災害時に感染症罹患者が発生した場合を想定し、生活区域の分割など拡散防止対策を検討していく。

2-5-4：防疫用消毒剤等の確保体制の構築

脆弱性の評価結果

衛生害虫駆除を迅速に実施できる体制を確保するため、保健所等との連携体制を強化する必要がある。

強靱化の推進方針

衛生害虫駆除を迅速に実施するため、保健所等との連携体制を強化する。

【2-5：被災地における疫病・感染症等の大量発生】のKPI

施策・事業		KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
2-5-1	防疫体制の整備、県災害時健康支援マニュアルの活用、感染症予防啓発	・予防接種の摂取率（MR1/MR2） →麻しん風しん混合ワクチン	—	—
2-5-2	災害時保健医療体制の整備	・災害時保健師活動マニュアル策定	・未策定	・策定を検討
2-5-4	防疫用消毒剤等の確保体制構築	・消毒剤の備蓄率	・必要十分量を確保	・現状を維持

●2-6：パンデミックの可能性のある新型感染症の発生

2-6-1：新型感染症に関する情報収集・提供体制の整備

脆弱性の評価結果

村は、新型感染症の発生や流行に備え、国及び県が発信する情報を入手し、住民に遅滞なく情報提供できる体制を整備する必要がある。また、地域内の新型感染症等の発生状況や地域内で今後実施される対策、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供を行う必要がある。さらに、新型感染症に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活に関する相談など広範な内容にも対応できる体制を準備する必要がある。

強靱化の推進方針

新型感染症の発生や流行に備え、国及び県が発信する情報を入手し、住民に遅滞なく情報提供できる体制の構築に向け検討を進める。また、新型感染症に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活に関する相談など広範な相談内容にも対応できる体制を構築する。

2-6-2：新型感染症流行時の行動計画の策定

脆弱性の評価結果

村は、国、県の行動計画等を踏まえ、地域の実情に応じた新型感染症流行時における行動計画を作成する必要がある。特に新型感染症の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める必要がある。

強靱化の推進方針

新型感染症流行時の行動計画の策定を推進するとともに、特に高齢者世帯や障害者世帯等への具体的な支援体制について検討する。

2-6-3：新型感染症予防対策の実施

脆弱性の評価結果

村は、定期予防接種の実施及び未接種者に対する接種勧奨、感染症対策を踏まえた安全な健康事業の実施、公共施設における適切な感染症対策等の実施を行う必要がある。

強靱化の推進方針

定期予防接種の実施及び未接種者に対する接種勧奨、感染症対策を踏まえた安全な健康事業の実施、公共施設における適切な感染症対策等を実施する。

2-6-4：新型コロナウイルス予防接種の実施

脆弱性の評価結果

村は、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る必要がある。また、円滑な予防接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。併せて、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、国による接種体制の具体的モデルの提示等の技術的支援を受け、準備を進める必要がある。

強靱化の推進方針

特措法及び予防接種法に基づき、速やかにワクチンを接種する体制を構築する。その際、市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を円滑にする措置についても検討する。また、国及び県に対し、技術的な支援を要請するとともに、併せて、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種場所、接種時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について検討する。

【2-6：パンデミックの可能性のある新型コロナウイルスの発生】の KPI

	施策・事業	KPI	現状（2020 年度）	目標（2025 年度）
2-6-1	新型コロナウイルスに関する情報収集・提供体制の整備	・感染症研修会等 開催回数	・未実施	・研修会開催の検討

●2-7：避難所が適切に運営できず避難者の安全確保ができない事態

2-7-1：避難所の安全確保

脆弱性の評価結果

災害発生時に避難者の安全を確保するため、平常時から避難所等の建物の応急危険度判定士の受け入れ態勢を検討しておくとともに、天井等の脱落防止、非常電源の確保など、避難所の安全性の確認・強化を実施する必要がある。また、地域の自主防災組織による訓練など、避難所の運営体制を整備しておく必要がある。

強靱化の推進方針

村及び自主防災組織は、避難者の安全の確保を図るため、避難所等建物の応急危険度判定士の受け入れ体制を整備するとともに、天井等の落下防止、非常電源の確保、避難所運営体制の整備、地域防災拠点施設での備蓄倉庫の整備など、避難所の安全性の確認・強化を実施する。

2-7-2：福祉避難所の指定及び資器材の充実

脆弱性の評価結果

村では、災害発生時に高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者（要配慮者）を避難させる「福祉避難所」を確保するため、村内の社会福祉施設や宿泊施設と協定を締結している。今後もこうした協定先の確保など協定の締結及び施設の充実を促進するとともに、指定避難所に要配慮者スペースを確保するなど、町の福祉避難所の資器材の充実を図る必要がある。

強靱化の推進方針

村は、保健福祉センターや聖ヨハネ学園以外に更なる福祉避難所の確保に向け、社会福祉施設等と協定の締結を進める。また、指定避難所に要配慮者スペースを確保していく。

2-7-3：避難所として指定された村の公共施設の機能の充実

脆弱性の評価結果

避難所として指定された村の公共施設の情報機能・機器、及び生活関連機能・機器などを整備し、避難所としての機能を充実する必要がある。

強靱化の推進方針

避難所としての機能の充実を図るため、施設の老朽箇所改修、情報機能や生活関連機能等を整備する。また、避難所として区の公民館等の活用を検討する。

2-7-4：自主防災組織による避難所運営能力の向上

脆弱性の評価結果

避難者の安全性及び快適性を確保するため、自主防災組織による HUG（避難所運営ゲーム）等の訓練を促進し、防犯対策をも含めた避難所運営能力の向上が必要である。

強靱化の推進方針

自主防災組織は、DIG（災害図上訓練）、HUG（避難所運営ゲーム）等の訓練を推進し、防犯対策をも含めた避難所運営能力の向上を図る。村は、これら訓練の支援を実施する。

2-7-5：動物救護体制の整備

脆弱性の評価結果

災害時におけるペットの保護のため、動物救護体制の整備や同行避難時に必要なペット用品の備蓄などの啓発を図る必要がある。

強靱化の推進方針

村は、災害時におけるペットの保護のため、動物救護体制の整備、同行避難時に必要なペット用品の備蓄などの啓発を図る。

【2-7：避難所が適切に運営できず避難者の安全確保ができない事態】の KPI

施策・事業		KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
2-7-1	避難所の安全確保	避難所の天井落下防止基準適合率	未確認	数値化の実施
		避難所で使用する資機材等を収納する防災倉庫（地域防災拠点施設）を整備	—	全拠点に整備
		避難所で使用する備蓄品の備蓄率	3,000人・3日分の衣食住分を備蓄	現状維持
2-7-2	福祉避難所の指定及び資器材の充実	福祉避難所運営マニュアルの作成	0%	100%
		指定避難所における要配慮者スペースの確保【東部モデル】	100%	100%（継続）
		社会福祉施設との協定の締結	4件	促進
		宿泊施設との協定の締結	2件	促進
		福祉避難所等に必要な備蓄品の備蓄率	58.00%	100%
2-7-3	避難所として指定された村の公共施設の機能の充実	避難所の老朽箇所等の改修	完了	完了
		情報機器の整備	100%・55%	100%
		非常用電源・スマホ充電器の確保	30%・0%	100%
2-7-4	自主防災組織による避難所運営能力の向上	避難所運営訓練の毎年実施	3件	11件
		福祉避難所の運営訓練の毎年実施	1件	1件（継続）
2-7-5	動物救護体制の整備	指定避難所でのペットスペースの確保	100%	100%（継続）
		同行避難に関する啓発	1件	11件

●2-8：想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食糧等の供給

2-8-1：防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進〈再掲〉

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

○防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進（参照：2-4-2）

2-8-2：被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備〈再掲〉

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

○被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備（参照：1-5-1）

2-8-3：事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者対応のための協定締結

脆弱性の評価結果

大規模災害発生時等には、帰宅困難者を極力発生させないようにするため、交通機関や観光施設、事業所等においては、災害発生直後は、その施設や事業所内に利用者や従業員及び観光客等を留めておくことが必要となる。このため当該施設においては、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄等を行うとともに、観光客等の一時的な避難所としての協定を促進することが必要となる。村内では、ファナック、山梨県立富士湧水の里水族館、忍野しのびの里、忍野八海等に人が滞留するリスクがある。

強靱化の推進方針

交通機関や観光施設、事業所等においては、帰宅困難者を極力発生させないため、災害発生後しばらくの間、その施設や事業所内に利用者や従業員及び観光客等を留めておくことが必要となる。このため、村は、事業所等との協定締結を推進するほか、観光客等への飲料水や食料等の備蓄及び備蓄場所の確保、一時的な避難所として公園、緑地、広場等の確保に努める。

2-8-4：消防団員の確保対策等による消防団の活性化と能力の向上〈再掲〉

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

○消防団員の確保対策等による消防団の活性化と能力の向上（参照：1-2-4）

2-8-5：地域消防力の確保、住民・事業所への啓発〈再掲〉

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

○地域消防力の確保、住民・事業所への啓発（参照：1-2-5）

2-8-6：高齢者・障害者施設への緊急入所ができる体制の検討〈再掲〉

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

高齢者・障害者施設への緊急入所ができる体制の検討（参照：1-2-7）

【2-8：想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食糧等の供給不足】のKPI

施策・事業		KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
2-8-1	防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進〈再掲〉	・必要な発電用燃料の充足度	・村内業者との燃料協定は締結済み	・現状維持と不足分の協定補充
2-8-3	事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者対応のための協定締結	・民間事業者との協定締結数 ・帰宅困難者対策に資する防災倉庫等公園緑地の整備 ・避難地となる公園、緑地、広場等における老朽化の対策	・対応済み	・大型の防災倉庫の検討 ・民間事業者との協定の拡充 ・公園、緑地、広場等の老朽化対策の維持、検討

●2-9：多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

2-9-1：被害情報の収集体制の確立〈再掲〉

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

○被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備（参照：1-5-1）

2-9-2：緊急物資や燃料の確保〈再掲〉

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

○災害時に備えた他自治体・民間企業等との協定締結の推進（参照 2-1-1）

○緊急物資の受け入れ体制の構築（参照 2-1-5）

2-9-3：衛星携帯電話の設置

脆弱性の評価結果

孤立の恐れがある集落に、衛星携帯電話を配備する必要がある。

強靱化の推進方針

孤立の恐れがある集落への衛星携帯電話の配備を進める。

2-9-4：消防防災ヘリポートの活用〈再掲〉

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

○ヘリポートの確保・整備の促進（参照：1-1-9）

2-9-5：林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路）

脆弱性の評価結果

林道は、狭隘箇所等の改良工事等を行っているが、災害発生時には連絡道路として活用が期待されることから、今後は代替路線となる林道の整備を順次行っていく必要がある。

強靱化の推進方針

災害発生時の避難路や連絡道路として活用できるよう、整備等に向けて検討する。

3. 【事前に備えるべき目標 3】

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

●3-1：消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺又は大幅な低下

3-1-1：交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立

脆弱性の評価結果

県は、交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制を確立するため、日本自動車連盟（JAF）及び山梨県警備業協会と協定を締結しており、各種防災訓練等を通じ、事業者等との連携の強化を図っている。村は、道路啓開体制の整備とともに、放置自動車の除去に関し自動車整備事業者等との協力体制を強化する必要がある。

強靱化の推進方針

道路管理者に対し交通障害物の除去対策の検討を要請するとともに、関係諸団体と道路啓開体制について検討・整備する。放置自動車の除去に関しては、自動車整備事業者等との協力体制を強化する。

3-1-2：災害対策用交通安全施設等の整備の推進

脆弱性の評価結果

県は、発災後に発生する幹線道路等の交通渋滞による避難の遅れを回避するため、停電時に信号機が滅灯しないよう、緊急輸送路に指定されている箇所に交通信号機電源附加装置の整備を行っている。引き続き、信号機の滅灯による避難の遅れや交通事故の発生を回避するため、整備を要請する必要がある。

強靱化の推進方針

発災後に発生する幹線道路等の交通渋滞による避難の遅れや交通事故の発生を回避するため、交通信号機電源附加装置の整備を要請する。

3-1-3：富士山噴火時の広域避難に伴う渋滞対策

脆弱性の評価結果

富士山噴火時の広域避難は自家用車を基本としており、交通渋滞の発生が懸念される。避難訓練等を通じ、渋滞予測、代替道路の選定等、渋滞対策を検証する必要がある。

強靱化の推進方針

避難ルート別の富士山噴火時の広域避難訓練等を通じ、渋滞予測、代替道路の選定等、渋滞対策を検討する。

3-1-4：防災拠点庁舎等の安全性の確保、防災機能の強化

脆弱性の評価結果

防災拠点庁舎の更なる耐震性の強化や地震に備えた事務機器等の固定などの安全性確保のほか、必要な機能を維持するため、非常用発電機の72時間稼働の確保に必要な燃料の確保及び再生可能エネルギー等の導入の検討が必要である。

強靱化の推進方針

村は、防災拠点庁舎の更なる耐震性の強化を図るため、役場本庁舎の建替えや耐震補強、観光客等の避難を受け入れられる新防災拠点の整備を検討するとともに、地震に備えた事務機器等の固定などの安全性確保を実施する。また、必要な機能を維持するため、非常用発電機の72時間稼働に必要な燃料の確保及び再生可能エネルギー等の導入の検討を行う。

3-1-5：村の業務継続に必要な体制整備

脆弱性の評価結果

発災直後は、外部からの応援に頼るのではなく、村が自立して災害対応などに取り組まなければならないことから、限られた人数で優先業務についての事業継続計画（BCP）を作成しておくとともに、内容の検証を行い、業務継続に必要な体制を確保しておく必要がある。

強靱化の推進方針

村は、発災直後、自立して災害対応などに取り組むため、限られた人数で優先業務に対応する事業継続計画（BCP）を策定するとともに、定期的に検証を行うなど、業務継続に必要な体制の整備を図る。

3-1-6：受援体制の整備（自治体スクラム）

脆弱性の評価結果

大規模災害発生時、村の職員のみでは被災者の救援、応急復旧及び被災者の生活再建等の業務が滞ることが予想されることから、村では現在東京都杉並区、栃木県壬生町等と災害時応援協定を締結している。今後も、こうした他の市町村との災害時応援協定を増やすとともに、県の受援計画と連携した、村の災害時受援計画を策定しておく必要がある。

強靱化の推進方針

大規模災害では、村の職員のみでは被災者の救援、応急復旧及び被災者の生活再建等の業務が滞ることが予想されることから、他市町村と災害時応援協定や県の受援計画に基づく、村の災害時受援計画を策定する。

3-1-7：各種実践的訓練の実施

脆弱性の評価結果

危機対策にあたる要員については、年間を通じて計画的に各種実践的な訓練を行うことにより、業務の習熟を図る必要がある。

強靱化の推進方針

危機対策にあたる要員を対象に、年間を通じて計画的に各種実践的な訓練を行い、災害対策業務の習熟を図る。

3-1-8：幹線道路整備・橋梁長寿命化修繕

脆弱性の評価結果	
幹線道路の整備及び橋梁等の長寿命化修繕を推進することにより、各避難所等の防災拠点へのルートを確認する必要がある。	
強靱化の推進方針	
幹線道路の整備及び橋梁等の長寿命化修繕を推進することにより、各避難所等の防災拠点へのルートを確認する。	

【3-1：想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食糧等の供給不足】の KPI

施策・事業		KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
3-1-1	交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立	・道路啓開計画策定状況	・未対応	・推進方針に則り検討
3-1-4	防災拠点庁舎等の安全性の確保、防災機能の強化	・村の防災拠点における非常電源の整備	・非常電源設置済	・設備の適宜更新
3-1-5	村の業務継続に必要な体制整備	・業務継続計画（BCP）策定 ・ICT-BCP の策定状況 ・村職員のための備蓄	・BCP 策定済 ・ICT-BCP 策定済 ・職員分備蓄確保	・計画の適宜見直し ・備蓄の維持
3-1-6	受援体制の整備（自治体スクラム）	・受援計画の策定	・計画策定済	・計画の適宜見直し
3-1-8	幹線道路整備・橋梁長寿命化修繕	・一市二村道の整備 ・橋梁の長寿命化修繕計画策定	・長寿命化計画は 2021年度で終了	・長寿命化計画の見直し

●3-2：交通網やライフラインの寸断・途絶等や職員の被災による行政機能の長期にわたる機能不全

3-2-1：防災体制の強化のための組織整備

脆弱性の評価結果	
村の防災対応力を強化するため、防災監を配置した。	
強靱化の推進方針	
防災監による防災・減災体制の整備、事業の推進、各課・関係機関連携を推進する。	

3-2-2：大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

脆弱性の評価結果	
大規模災害発生時の迅速的確な初動対応及び職員の危機管理意識の醸成を図るため、これまで、発災時の初動体制の確立、被害情報の収集、救出救助活動等への対応等の初動対応訓練、山梨県富士山火山総合防災訓練、忍野村総合防災訓練を実施し、初動対応について見直しを行っている。引き続き、迅速かつ的確な初動対応に向けての見直し、及び職員の危機管理意識の醸成を図る必要がある。	
強靱化の推進方針	
大規模災害発生想定を再検証した上で、初動体制の確立、被害情報の収集、救出救助活動等への対応等の初動対応訓練を実施し、迅速かつ的確な初動対応への見直しを随時実施するとともに、職員の危機管理意識の醸成を図る。	

3-2-3：業務継続体制の確立〈再掲〉

脆弱性の評価結果

非常時の優先業務を適切に遂行できるようにするため、村の業務継続計画（BCP）を策定しておく必要がある。また、災害時における業務継続に向け、災害時の登庁可能職員数を確保するとともに計画についても継続的に検証する必要がある。

○村の業務継続に必要な体制整備（参照：3-1-5）

強靱化の推進方針

災害時における業務継続のため、業務継続計画（BCP）の策定、災害時の登庁可能職員数を確保するとともに、計画についても継続的に検証・見直しを行う。

3-2-4：他自治体との連携推進

脆弱性の評価結果

他自治体との相互応援協定については、逐次拡充を進め、災害時の連携に即応できる体制の構築に努めている。引き続き、大規模災害に適切に対応できる体制の充実を図るため、他自治体との連携強化を図る必要がある。

強靱化の推進方針

他自治体との相互応援協定の拡充を図るとともに、協定に基づく災害時の連携に即応できる体制を構築する。また、県と協議のうえ、防災道路の役割を担う一市二村道の整備、広域連携道路の検討・強化に取り組む。

○受援体制の整備（自治体スクラム）（参照：3-1-6）

3-2-5：非常参集体制の確立

脆弱性の評価結果

大規模災害が発生した際の初動体制を確保するため、連絡網の整備、勤務時間外（夜間、週休日及び休日）の宿日直体制、災害対策本部長等の登庁方法、連絡体制や不在時の取扱いについて検証している。引き続き、確実な初動体制を確保するため、研修及び訓練を強化するとともに課題について整理する。

強靱化の推進方針

大規模災害が発生した際の初動体制を確保するため、非常参集訓練を実施し、検証する。また初動体制確保に向けた研修や非常参集体制の見直しを行う。また、確実な初動体制を確保するため、課題を整理する。

3-2-6：災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し

脆弱性の評価結果

災害種別ごとに災害対策本部や災害警戒本部の設置基準を設けるなど防災体制の強化等を図っている。災害時の対応力向上のため、引き続き災害対策本部等の防災・減災体制の検証・見直しを行う必要がある。

強靱化の推進方針

災害の種類・規模に応じた対応力の向上を図るため、引き続き災害対策本部・災害警戒本部等の防災・減災体制の検証・見直しを行う。

3-2-7：災害対応に関する職員研修の充実・強化

脆弱性の評価結果

災害発生時に迅速かつ的確な初動対応や応急対応が図れるよう、職員の危機管理研修を実施している。今後、防災体制の見直しに併せて、防災研修を実施するとともに、初動マニュアル等を随時見直し、各班の研修や訓練を実施する必要がある。

強靱化の推進方針

防災体制の見直しに併せて、防災研修を実施するとともに、初動マニュアル等を随時見直し、各班の研修や訓練を実施する。

3-2-8：行政データ・プログラム等のバックアップ機能強化〈再掲〉

脆弱性の評価結果

行政データ・プログラム等保全のためにバックアップ実施しているが、庁舎被災等への対応は不十分である。「ICT 部門の業務継続計画（BCP）」の策定などにより、代替保全・早期復旧ができる体制整備を図る必要がある。

○村の業務継続に必要な体制整備（参照：3-1-5）

強靱化の推進方針

行政データ・プログラム等の保全のため、「ICT 部門の業務継続計画（BCP）」の策定などにより、代替保全・早期復旧ができる体制整備を図る。

3-2-9：災害時における燃料確保の推進〈再掲〉

脆弱性の評価結果

県は、山梨県石油協同組合と災害時の燃料の優先供給に係る協定を締結し、緊急車両等に供給する燃料の備蓄促進など県レベルで燃料の安定供給を図っている。村における燃料確保の取り組みとしては、村内ガソリンスタンド5社と協定を締結しており、災害時の燃料優先確保を図っている。

○燃料確保の推進（参照：2-1-5）

強靱化の推進方針

大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、燃料供給が断たれた場合においても、救援・救助活動等を間断なく実施するため、県と協力し、緊急車両等に供給する燃料確保のため、近隣の中核給油所及び小口配送拠点の備蓄促進により燃料の安定供給を図る。

【3-2：交通網やライフラインの寸断・途絶等や職員の被災による行政機能の長期にわたる機能不全】の KPI

施策・事業		KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
3-2-5	非常参集体制の確立	・災害応急対策計画の策定	・策定済	・訓練実施後、課題を整理・対応
3-2-6	災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し	・災害応急対策計画の策定	・対応済	・随時修正が行える体制を構築
3-2-7	災害対応に関する職員研修の充実・強化	・職員研修の実施状況	・未対応	・防災専従職員の増員を検討
3-2-8	行政データ・プログラム等のバックアップ機能強化〈再掲〉	・ICT-BCP の策定状況 ・外部データセンターへ移設したシステム割合	・ICT-BCP（初動版）を平成 28 年度に策定済 ・基幹系システムはデータセンターへ移行済（約 40%）	・ICT-BCP（初動版）の改定 ・情報系データをデータセンターへ移行を検討
3-2-9	災害時における燃料確保の推進〈再掲〉	・災害時応援協定等（含む物資供給協定）の締結数	・42 協定	・随時対応

4. 【事前に備えるべき目標 4】

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

●4-1：電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

4-1-1：防災拠点庁舎における非常電源・燃料の確保

脆弱性の評価結果

電力の供給停止に備え、防災拠点庁舎において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常電源及び燃料を確保する必要がある。

○防災拠点庁舎等の安全性の確保、防災機能の強化（参照：3-1-4）

強靱化の推進方針

防災拠点庁舎における防災行政無線等の情報通信施設の機能を維持するため、非常用発電機の72時間稼働に必要な燃料の確保及び再生可能エネルギー等の導入や、新たな防災拠点の整備を検討する。また、村内の防災拠点における非常電源の整備を推進する。

4-1-2：相互応援協定市町及び通信事業者との連携

脆弱性の評価結果

電力復旧までの間又は情報システム復旧までは、必要な情報の収集や発信するために、相互応援協定を締結している市町村や通信事業者と連携し、必要な情報の収集及び代行発信が行える体制を整備する必要がある。

強靱化の推進方針

電力又は情報システムの復旧までの間、相互応援協定を締結している市町や通信事業者と連携し、必要な情報の収集及び代行発信が可能となる体制の整備を図る。

4-1-3：山梨県総合防災情報システムの適切な管理や操作の習熟

脆弱性の評価結果

村では、災害時における県・関係機関等及び村災害対策本部内と情報共有が行える仕組みとして県の「山梨県総合防災情報システム」を導入している。災害時にも県や関係機関等と情報共有が行える体制を維持するため、同システムに係る研修等や訓練を実施することにより、システムの管理や操作に習熟しておく必要がある。

○防災情報システムの構築・運用（参照：1-5-2）

強靱化の推進方針

災害時における県・関係機関等及び村災害対策本部内との情報共有体制を維持するため、県の「山梨県総合防災情報システム」、村の「災害情報管理システム」の研修や訓練への参加、関係機関と連携した防災訓練等を実施することにより、システムや操作の更なる習熟を図る。

4-1-4：発災後のインフラ復旧対策の推進

脆弱性の評価結果	
災害時の電源インフラに対する復旧対応力の向上を図る必要がある。（主要関係機関：東京電力パワーグリッド（株）、NTT 東日本（株）、（株）NTT ドコモ等）	
強靱化の推進方針	
災害時において情報収集・伝達インフラの早期復旧を図るため、関係機関と協議のうえ、実効性ある防災訓練の実施等に取り組み、復旧に関する災害対策本部等の対応力の強化を図る。	

【4-1：電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止】の KPI

	施策・事業	KPI	現状（2020 年度）	目標（2025 年度）
4-1-1	防災拠点庁舎における非常電源・燃料の確保	・燃料の優先給油に関する協定 ・村の防災拠点における非常電源の整備	・燃料の村内事業者との協定は締結済	・燃料確保の協定拡充
4-1-2	相互応援協定市町及び通信事業者との連携	・相互応援協定市町村との連絡訓練 ・相互応援協定市町村との連絡体制確保	・緊急時連絡体制は未構築	・緊急時連絡体制構築
4-1-3	山梨県総合防災情報システムの適切な管理や操作の習熟	・職員研修参加人数 ・職員の訓練回数・参加延べ人数 ・忍野村版「総合防災情報システム（災害情報管理システム）」の整備	1 名のみ参加	・今後必須となる複数職員での対応を可能にするため、対策室や課の設置を含め、村の防災部署を拡充。 ・村の総合防災情報システムを整備

●4-2：情報収集インフラ復旧対策の推進

4-2-1：情報収集インフラ復旧対策の推進

脆弱性の評価結果	
災害時における情報収集・伝達インフラの早期復旧に向け、復旧対応に係る関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等に取り組む必要がある。（主要関係機関：日本放送協会甲府放送局、（株）山梨放送、（株）テレビ山梨、株式会社エフエム富士、（株）忍野 CATV 等）	
強靱化の推進方針	
災害時において情報収集・伝達インフラの早期復旧を図るため、関係機関と協議のうえ、実効性ある防災訓練の実施等に取り組み、復旧に関する災害対策本部等の対応力の強化を図る。	

4-2-2：被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備〈再掲〉

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針	
○被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備（参照：1-5-1）	

4-2-3：防災情報システムの構築・運用〈再掲〉

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針	
○防災情報システムの構築・運用（参照：1-5-2）	

4-2-4：被災者支援情報提供体制の整備〈再掲〉

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

○被災者支援情報提供体制の整備（参照：1-5-3）

【4-2：情報収集インフラ復旧対策の推進】のKPI

施策・事業		KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
4-2-1	情報収集インフラ復旧対策の推進	・消防：通信指令センターとの情報通信の多重化（衛星電話等）整備状況	対応済み	・現状維持 ・新システムの取入れ
4-2-2	被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備〈再掲〉	・消防：通信指令センターとの情報通信の多重化（衛星電話等）整備状況	対応済み	・随時新システム導入を検討していく。
4-2-3	防災情報システムの構築・運用〈再掲〉	・市民への情報伝達手段の多重化・同報系デジタル防災行政無線等の整備	対応済み	・防災アプリ等の導入検討

5. 【事前に備えるべき目標 5】

大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

●5-1：サプライチェーンの寸断等による社会経済活動の停止、生産力の低下

5-1-1 中小企業の災害時事業継続計画作成の支援

脆弱性の評価結果

県は、商工団体に BCP 普及員を配置し、中小企業の業務継続計画（BCP）の実情等について情報収集を行うとともに、業務継続計画の策定を促進しており、村としても、策定への啓発等を行う必要がある。

強靱化の推進方針

村内中小企業における業務継続計画（BCP）の策定率向上を目指し、商工団体を通じて中小・小規模企業へのアプローチを行い、村の BCP 策定に関する中小企業の意識啓発を図る。

5-1-2：中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発

脆弱性の評価結果

大規模地震に備え、工場や店舗等の耐震化を促す必要があり、県では、そのための融資（地震災害の防止対策のための施設、設備の整備に要する資金など）について、普及啓発に努めている。村としても、各種制度の普及啓発の促進に努める必要がある。

強靱化の推進方針

建物耐震化のための資金等、県資金の活用などの普及啓発を進める。

5-1-3：中小企業者に対する災害時融資制度の啓発

脆弱性の評価結果

災害復旧融資については、国・県等の各種災害復旧資金等の助成制度があることから、災害発生後には、利用できる融資制度の情報提供を行う必要がある。

強靱化の推進方針

災害発生後には、国・県等の各種災害復旧資金など、各種融資制度に係る情報を速やかに提供する。

5-1-4：農地の荒廃による農業停滞の軽減

脆弱性の評価結果

農業は、現状でも高齢化、担い手不足の状況が続いているが、災害の影響により、農業意欲の低下及び農業の停滞が起こる可能性が高い。

強靱化の推進方針

農地の荒廃による被害を軽減させるため、被災後に速やかに国及び県の農業復旧に関する補助制度の情報を提供する。また、担い手の育成・確保や、農業経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する。

5-1-5：観光業、農業等の風評被害等の軽減

脆弱性の評価結果

災害発生時及び富士山の噴火予報等の発令時における消費者や観光客の過剰反応による風評被害を防ぐため、正確な被害情報を収集し、迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、村内農産物の販売促進や観光客の誘客など積極的な対策を講じる必要がある。

強靱化の推進方針

災害発生時における風評被害を防ぐため、正確な被害情報を収集し、迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、町内農産物の販売促進や観光客の誘客など積極的な対策を講じる。

【5-1：サプライチェーンの寸断等による社会経済活動の停止、生産力の低下】の KPI

施策・事業		KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
5-1-1	中小企業の災害時事業継続計画作成の支援	・中小企業の事業継続計画の策定割合	・未調査	・数値化の実施 ・策定意識の啓発
5-1-4	農地の荒廃による農業停滞の軽減	・HP、広報、防災無線等を活用した補助制度利用の促進	・災害時に原状確認を県に報告。補助制度の情報提供が不十分	・HP、広報、防災無線等を活用した周知。担い手の集積促進
5-1-5	観光業、農業等の風評被害等の軽減	・正確な情報収集と的確な情報発信 ・風評被害防止にかかる計画の策定 ・情報収集と情報発信の体制づくり ・県外での観光情報説明会の開催	・風評被害防止にかかる計画は未策定 ・正確な情報収集、情報発信体制の未構築	・風評被害防止にかかる計画の策定 ・正確な情報の収集発信体制構築

●5-2：社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

5-2-1：事業継続に必要なエネルギーの確保

脆弱性の評価結果

事業所の業務停止による社会経済活動の停滞を防ぐため、民間事業者等における事業継続計画（BCP）の作成を促進し、早期に経済活動が再開できる体制を整備する必要がある。

強靱化の推進方針

社会経済活動の停滞を防ぐため、民間事業者等における事業継続計画（BCP）の作成を促進し、早期に経済活動が再開できる体制を整備する。

5-2-2：発災後のインフラ復旧対応力の向上

脆弱性の評価結果

エネルギー供給関係機関のより一層の対応力強化を図るため、事業継続計画（BCP）関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（主要関係機関：東京電力パワーグリッド（株）、山梨県 LP ガス協会富士五湖支部等）

強靱化の推進方針

大災害発災後のエネルギー供給インフラの復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関係機関と協議のうえ、各種マニュアルの整備や、それに基づく実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。

5-2-3：燃料供給ルートの確保

脆弱性の評価結果

災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、村の防災拠点をつなぐ道路を緊急輸送道路として指定し、整備を図る必要がある。

強靱化の推進方針

災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、村の防災拠点とをつなぐ道路を緊急輸送道路として指定し、整備を図る。

5-2-4：災害に強い物流システムの構築〈再掲〉

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

○災害に強い物流システムの構築（参照：2-1-8）

5-2-5：緊急物資調達・配送システムの確立〈再掲〉

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

○緊急物資調達・配送システムの確立（参照：2-1-9）

5-2-6：道路除排雪計画の策定等〈再掲〉

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

○道路除排雪計画の策定等（参照：2-1-10）

5-2-7：土砂災害対策の推進〈再掲〉

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

○治山事業による土砂災害対策の推進（参照：1-3-5）

○土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-3-6）

【5-2：社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止】のKPI

	施策・事業	KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
5-2-1	事業継続に必要なエネルギーの確保	・新エネルギー導入量発電容量	—	・数値化の実施
5-2-2	発災後のインフラ復旧対策の推進	・事業所の防災訓練実施率 ・従業員用の食料・飲料水を備蓄している事業所の割合	・未調査	・調査の実施
5-2-4	災害に強い物流システムの構築 〈再掲〉	・緊急輸送道路の整備状況 ・緊急時輸送道路の整備促進状況	・避難道路の位置づけは一部道路にあるが、輸送道路としての位置づけなし	・避難道路と併せて、緊急輸送道路の位置付け実施 ・新規防災道路建設等について県・国と協議

●5-3：基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・東名高速道路・鉄道）の機能停止 又は県外との交通の遮断

5-3-1：避難路となる幹線道路等の整備

脆弱性の評価結果

広域的な避難路である国道、県道を中心とした道路網の確保が必要である。さらに広域連携を想定した道路網の確保を行う必要がある。

強靱化の推進方針

広域的な避難路である国道、県道を中心とした道路網の確保が必要であるため、県と協議のうえ、防災道路の役割を担う一市二村道の早期実現、広域連携道路の検討、整備を目指す。

5-3-2：東海地震等に備えた緊急通行車両事前届け出

脆弱性の評価結果

村では、緊急通行車両の事前届け出を実施するとともに、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付について研修等に参画している。引き続き、緊急通行車両の事前届けを行うとともに、村との協定企業・団体等への緊急通行車両制度の普及・啓発を行う必要がある。

強靱化の推進方針

引き続き緊急通行車両の事前届け出、確認手続き及び標章交付申請方法の習熟を行うとともに、協定企業等への啓発を図る。

5-3-3：発災後の交通インフラ復旧対策の推進

脆弱性の評価結果

交通インフラ関係機関のより一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（主要関係機関：中日本高速道路（株）、富士急行（株）等）

強靱化の推進方針

交通インフラ関係機関と協議のうえ、連携マニュアル等の検討や、実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。

●5-4：食料等の安定供給の停滞

5-4-1：緊急物資や燃料の確保〈再掲〉

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

- 災害時に備えた他自治体・民間企業等との協定締結の推進参照：2-1-1)
- 救援物資受け入れ体制の整備（参照：2-1-4)
- 応急給水体制の整備（参照：2-1-6)
- 緊急物資調達・配送システムの確立（参照：2-1-9)

6. 【事前に備えるべき目標 6】

生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等の確保、早期復旧を図る

●6-1：電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガス等サプライチェーンの機能の停止

6-1-1：発災後のインフラ復旧対策の推進

脆弱性の評価結果

県は災害時の燃料供給に関しては山梨県石油協同組合と「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」を締結している。電気・LP ガス等関係機関と連携した対応力の強化を図るため、災害協定の締結をはじめ、連携マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（主要関係機関：東京電力パワーグリッド（株）、山梨県 LP ガス協会富士五湖支部等）

○発災後のインフラ復旧対応力の向上（参照：5-2-2）

強靱化の推進方針

大災害発災後のインフラ復旧に対する対応力の強化を図るため、連携マニュアル等の検討や、実効性ある防災訓練の実施等について関係機関と協議を行う。

6-1-2：地域への自立型エネルギー導入

脆弱性の評価結果

村ではクリーンエネルギー利用を促進するため、太陽光発電装置や木質ペレットストーブ設置について補助を実施し、その普及に努めている。引き続き、県による、住宅用自立・分散型エネルギー設備設置費補助金等の普及を含め自立・分散型エネルギーの普及を図る必要がある。

強靱化の推進方針

引き続き、村による住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付、国・県による、自立・分散型エネルギーの補助制度の普及、木質バイオマス等の利用促進を図る。

【6-1：電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガス等サプライチェーンの機能の停止】

の KPI

施策・事業		KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
6-1-1	発災後のインフラ復旧対策の推進	・災害時の燃料供給に係る協定の締結状況【再掲】	・村内業者との燃料協定は締結済み	・現状維持と不足分の協定補充
		・ライフライン事業者等との会議及び訓練	・未実施	・実施を検討
6-1-2	地域への自立型エネルギー導入	・企業の非常電源の確保率	・未調査	・数値化の実施

●6-2：上水道等の長期間にわたる供給停止、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

6-2-1：水道施設の早期復旧

脆弱性の評価結果

大規模自然災害の発生により水道の供給が長期にわたり停止することがないように、施設・管路の耐震性等の向上を進めるとともに、「忍野村水道事業及び簡易水道事業危機管理マニュアル」の策定を検討しながら、災害対応に力をいれている。引き続き、施設の改修、応急・復旧対策の強化を行うとともに、村指定の給水装置工事事業者や、日本水道協会支部との災害時応援に関する協定の必要がある。

強靱化の推進方針

引き続き、施設・管路の耐震性等の向上を進めるとともに、「忍野村水道事業及び簡易水道事業危機管理マニュアル」の検討をしながら応急対策の強化を図る。また、水道施設復旧作業に応援を求めることが想定される各種団体と必要な協定を締結する。

6-2-2：上下水道の耐震化・長寿命化

脆弱性の評価結果

上水道の長寿命化については、2017年に上水道管路耐震化計画を策定し、維持修繕から改築更新まで含めた長寿命化対策を進めている。下水道の耐震化については、2012年から下水道管渠耐震化工事として下水道マンホールの浮上防止・耐震化工事に着手するとともに、下水道施設の安全性や信頼性の確保、災害時の対応体制の整備を図るための訓練の実施やマニュアルの見直し等を実施している。耐震化が未整備の箇所も残っているため、引き続き耐震化の促進を図るとともに、災害時の対応体制の整備を図る必要がある。

強靱化の推進方針

長寿命化については、引き続き、上下水道施設の点検実施の強化に努めるとともに、長寿命化対策を進める。耐震化についても、引き続きの上下水道施設の耐震化を図るとともに、災害発生時においても適切な業務継続を行うことを目的に、2018年に策定した「忍野村水道ビジョン」に沿って対応を行う。

6-2-3：応急給水体制の整備

脆弱性の評価結果

災害時の給水については、応急給水資機材の整備をはじめ、民間企業と「災害時における飲料等の提供協力に関する協定」や「緊急時開放型自販機に関する覚書」を締結している。大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援が考えられ、関係企業等との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう相互の調整を図る必要がある。

強靱化の推進方針

大規模災害発生時には、複数ルートによる給水応援が考えられることから、引き続き関係企業等との連携を図るとともに、関係企業等の井戸水の利用等の連携について検討する。

【6-2：上水道等の長期間にわたる供給停止、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止】の KPI

施策・事業		KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
6-2-1	水道施設の早期復旧	・水道施設普及作業に係る応援要請協定の締結	—	—
6-2-2	上下水道の耐震化・長寿命化	・配水池の耐震化率 ・水道本管の耐震化率 ・重要な水源へ自家発電設備の整備	—	—
6-2-3	応急給水体制の整備	・応急給水研修実施状況	・備蓄飲料水確保、搬水対応訓練を実施	・飲料水確保は、村内事業者や設置井戸状況の確認を行い、協力体制を構築

●6-3：地域交通ネットワークが分断する事態

6-3-1：道路・橋梁の改良、長寿命化

脆弱性の評価結果

大規模災害に備え、国や県と連携しながら緊急輸送道路となる道路の改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を実施する必要がある。また、災害時の避難路として活用するため、村道、農道、林道の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を計画的に実施する必要がある。村では忍野村公共施設等総合管理計画を策定し、限られた財源の中で社会資本の整備の推進に努めている。今後、重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を明らかにする「社会資本整備重点計画」等の策定を検討する必要がある。

強靱化の推進方針

災害時には緊急輸送道路となる道路の改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所の防災工事を、国や県と連携しながら推進する。避難路として活用するために、村道、農道、林道の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を計画的に実施する。また、今後、重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を明らかにする「社会資本整備重点計画」の策定についても検討する。

6-3-2：迂回路となりうる都市計画道路等の整備、維持・管理

脆弱性の評価結果

幹線道等の閉鎖により、食糧等の輸送が停滞する恐れがある。このため、迂回路、避難路等の役割が期待される道路の整備、維持・管理を進める必要がある。

強靱化の推進方針

村は、災害時にも安全な生活道路の確保を図るため、都市計画道路の整備を計画的に進めるとともに、高規格幹線道路等との道路ネットワーク網を構築する。また、迂回路、避難路等の役割が期待される道路の整備、維持・管理を推進する。

6-3-3：道路点検・啓開訓練の実施

脆弱性の評価結果

災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するため、建設業者等と協力し、パトロールや訓練を実施している。有事に備えた適切な対応ができるように引き続きパトロール、訓練を実施していく必要がある。

強靱化の推進方針

災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するため、建設業者等と協力しパトロール、訓練を引き続き実施する。また、道路点検・啓開に関する協定の締結を進める。

6-3-4：道路除排雪計画の策定等〈再掲〉

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

○道路除排雪計画の策定等（参照：2-1-10）

6-3-5：土砂災害対策の推進〈再掲〉

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

○治山事業による土砂災害対策の推進（参照：1-3-5）

○土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-3-6）

6-3-6：災害時応援協定を締結する事業所等との連携強化

脆弱性の評価結果

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する事業所等との意見交換、連絡窓口の確認を定期的に行っている。今後も、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

強靱化の推進方針

村は、道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、引き続き災害時応援協定締結の事業所等との意見交換、連絡窓口の確認等を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る。

【6-3：地域交通ネットワークが分断する事態】の KPI

施策・事業		KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
6-3-1	道路・橋梁の改良、長寿命化	・村道、農道、林道台帳の整備状況	・村道台帳は5年に1度更新 ・村道の舗装修繕計画策定済み ・長寿命化計画は2021年度で終了	・舗装修繕計画に従い修繕 ・長寿命化計画の見直し
6-3-2	迂回路となりうる都市計画道路等の整備、維持・管理	・林道台帳の整備率 ・林道橋の個別施設計画の策定率	・林道台帳は整備済	・林道だけでなく必要な道路網の情報が確認できる仕組みの構築

6-3-4	道路除排雪計画の策定等〈再掲〉	<ul style="list-style-type: none"> ・道路排雪計画の策定 ・車道除雪機械設置台数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロータリー除雪機 1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロータリー除雪機 1台 ・ホイロローダー除雪車 1台
6-3-6	災害時応援協定を締結する事業所等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者との協定締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・物資輸送に特化した協定未締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・物資輸送の協定締結を検討

●6-4：信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

6-4-1：交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立

脆弱性の評価結果

県は、交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立のため、日本自動車連盟（JAF）及び山梨県警備業協会と協定を締結しており、各種防災訓練等を通じ、事業者等との連携の強化を図っている。村は、県と連携しながら村としての道路啓開体制を整備する必要がある。

強靱化の推進方針

発災後に発生する幹線道路等の交通渋滞による避難の遅れや交通事故の発生を回避するため、県と連携して道路啓開体制を整備する。

6-4-2：富士山噴火時の広域避難に伴う渋滞対策

脆弱性の評価結果

富士山噴火時の広域避難は自家用車を基本としており、交通渋滞の発生が懸念されている。避難訓練等を通じ、渋滞予測、代替道路の選定等、渋滞対策を検証する必要がある。

強靱化の推進方針

避難ルート別の富士山噴火時の広域避難訓練等を通じ、渋滞予測、代替道路の選定等、渋滞対策を検討する。

7. 【事前に備えるべき目標 7】

制御不能な二次災害を発生させない

●7-1：沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

7-1-1：被害状況の収集体制の確立

脆弱性の評価結果

災害時には、防災無線や防災衛星電話等を活用して被害情報の収集体制を確保している。災害時に、アマチュア無線家を通じて被害情報を収集するため、本庁舎及びコミュニティセンターに防災無線を設置しており、村の防災訓練の際、防災無線等を活用した情報収集訓練を実施している。

強靱化の推進方針

引き続き、防災無線や防災衛星電話等を用いた訓練等を通じ、被害情報の収集体制を確保していく。また、自主防災組織等と連携しながら、被害情報の収集が行える体制の確立を図る。

●7-2：ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

7-2-1：貯水池、ため池の老朽化対策・機能強化

脆弱性の評価結果

村内には土砂災害警戒区域が指定されており、災害拡大や二次災害の防止を図るため、土砂災害ハザードマップの作成、道路、河川及び砂防施設における緊急パトロール等を実施している。今後、土砂災害等の防災訓練、警戒・避難対策マニュアル等を作成する必要がある。

強靱化の推進方針

災害拡大や二次災害の防止を図るため、引き続き、土砂災害ハザードマップの更新、道路、河川及び砂防施設における緊急パトロール等を実施するとともに、ため池の防災工事、土砂災害等の防災訓練の実施検討、警戒・避難対策マニュアル等を作成する。

【7-2：ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生】の KPI

	施策・事業	KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
7-2-1	貯水池、ため池の老朽化対策・機能強化	・ため池の点検・診断の実施割合	・耐震診断実施済	・点検等の継続実施

●7-3：風評被害等による地域経済等への甚大な影響

7-3-1：観光業、農業等の需要回復に向けた正確な情報発信

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

○観光業、農業等の風評被害等の軽減（参照：5-1-5）

【7-3：風評被害等による地域経済等への甚大な影響】の KPI

	施策・事業	KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
7-3-1	観光業、農業等の需要回復に向け た正確な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な情報収集と的確な情報発信 ・風評被害防止にかかる計画の策定 ・正確な情報収集と情報発信する体制づくりを行う県外での観光情報説明会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・風評被害防止にかかる計画は未策定 ・正確な情報収集、情報発信体制の未構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・風評被害防止にかかる計画の策定 ・正確な情報の収集発信体制構築

●7-4：農地・森林等の荒廃による被害の拡大

7-4-1：農業災害関係金融対策の周知

脆弱性の評価結果

県は、農業災害に対する資金制度を整備しており、災害時に県内の農業者は迅速かつ効率的に経営再建を果たすことができる。今後は支援の主体となる山梨県農業共済組合（NOSAI）による農業者に対して農業共済制度の周知を進める必要がある

○農地の荒廃による農業停滞の軽減（参照：5-1-4）

強靱化の推進方針

農業者に対して、有事の予防対策として NOSAI による収入保険制度や農業共済制度、農林水産省が実施している経営継続補助金等の周知に努める。

7-4-2：農村資源の保全管理活動

脆弱性の評価結果

減災・防災に繋がる農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、県と連携し農業生産条件が不利な地域において、国や県の制度を利用し農業用施設の維持管理を支援する事業に取り組んでいる。地域ぐるみの共同活動として定着しているが、高齢化や過疎化に伴い集落機能が低下している地域もあり、今後も支援が必要である。

強靱化の推進方針

条件不利地域の農業生産の維持について、県と連携しながら、引き続き国や県の事業を積極的に導入していく。

7-4-3：農産物の生産技術対策の普及徹底

脆弱性の評価結果

気象による農業災害への対応は、県普及センターを中心とした事前・事後対策の周知をはじめ、発生状況調査、被災後の技術対策の徹底等を実施している。大規模自然災害に備え、引き続き事前対策の周知による予防策の徹底や事後対策の迅速な実施に努める必要がある。

強靱化の推進方針

県など関係機関と連携し、災害への事前対策、災害発生後の被害状況の把握を行うとともに、早期に復旧に向けた技術情報を提供することで農産物生産量の維持を図る。

7-4-4：地域と連携した企業等の農園・森づくりの促進

脆弱性の評価結果

社会貢献や社員研修、福利厚生活動の場として農業や林業・農村の活用に関心を持つ企業等に対し、企業等と地域のマッチングを行うなど、企業等の農園・森づくりを促進する必要がある。

強靱化の推進方針

農園や森づくりを活用しようとする企業等に対し、地域との連携方法や地域の受け皿づくり等の情報の提供の仕組みを検討する。

7-4-5：森林の適正な整備・治山対策〈再掲〉

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

- 治山事業による土砂災害対策の推進（参照：1-3-5）
- 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-3-6）

【7-4：農地・森林等の荒廃による被害の拡大】のKPI

施策・事業		KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
7-4-4	地域と連携した企業等の農園・森づくりの促進	・農地や農業用水等を保全するため共同活動に取り組んだ活動組織数	・地域の連携や受け皿づくり等の情報提供体制未構築	・地域の連携や受け皿づくり等の情報提供体制を構築
7-4-5	森林の適正な整備・治山対策〈再掲〉	・山地災害を防止するための森林の間伐面積(年間) ・山地災害の安全対策が必要な地区の治山対策の推進	・山地災害防止に必要な間伐面積は未調査 ・山地災害安全対策必要地区は県と現地確認を実施（年1回）	・間伐面積の調査実施 ・現地確認の実施継続

8. 【事前に備えるべき目標 8】

大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

●8-1：大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-1-1：災害廃棄物の処理体制の整備

脆弱性の評価結果

村では、災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等を適切に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興を図るために「廃棄物処理計画」を作成している。一般廃棄物の一時集積所、災害廃棄物の一時保管場所の適地を確保する必要がある。

強靱化の推進方針

災害時の一般廃棄物、災害廃棄物の一時保管場所については、予め適地の選定・確保を検討する。村有地を中心に災害廃棄物の仮置き場を確保し、必要に応じて民有地を活用する必要があることから、候補地の検討を進める。

8-1-2：災害廃棄物処理への広域応援

脆弱性の評価結果

災害時の廃棄物処理として、民間企業と家庭系災害廃棄物の収集運搬及び処理に関する確認書を締結している。今後、広域的な災害廃棄物処理の応援協定の締結が必要となる。

強靱化の推進方針

災害時の迅速な廃棄物処理や円滑な応急復旧活動の実施のため、廃棄物関係事業者との協定を更新する。また、広域的な災害廃棄物処理の応援協定の締結を検討する。

【8-1：農地・森林等の荒廃による被害の拡大】の KPI

	施策・事業	KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
8-1-1	災害廃棄物の処理体制の整備	・廃棄物処理計画の改定 ・災害廃棄物仮置き場の状況	—	・計画の適宜見直し ・仮置き場の現状把握
8-1-2	災害廃棄物処理への広域応援	・災害廃棄物の処理に係る協定の締結状況	・締結済	・協定内容の適宜見直し

●8-2：復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-2-1：地域防災力の強化を支える人材の育成

脆弱性の評価結果

自主防災組織を育成するため、地域共助支援事業、自主防災マップ作成費補助金交付事業等、自主防災組織に対する支援を実施するとともに、自主防災組織運営の中心となる地域防災リーダーの養成講座等を通じ、女性の参加についても要請している。これらの支援は地域防災力の向上及び住民への防災に関する意識啓発に繋がっており、継続する必要がある。

強靱化の推進方針

自主防災組織を育成するため、地域共助支援事業、自主防災マップ作成費補助金交付事業等、自主防災組織に対する支援を実施するとともに、自主防災組織の結成、女性の積極的な参画等を引き続き働きかける。

8-2-2：小中学校における避難所運営体制の整備の推進

脆弱性の評価結果

小・中学校における避難所運営体制の整備を図るため、学校が避難所となった場合の避難所運営マニュアルの作成や備蓄品の整備等を進めている。

強靱化の推進方針

引き続き避難所運営マニュアルの作成に向けて行政と学校が一体となって取り組む。

8-2-3：防災士の養成

脆弱性の評価結果

県は、防災に対する知識、技能を有する人材を早急に育成し、地域における防災力の向上を図るため、防災士養成事業を行っている。本村の地域防災計画においては、防災士を地域防災リーダーとして位置づけており、引き続き地域における防災力の向上を図るため、防災士養成講座を開催する必要がある。

強靱化の推進方針

地域における防災力の向上を図るため、防災士要請講座の開催を検討する。

8-2-4：災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施

脆弱性の評価結果

災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要援護者に対する避難誘導、ボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、社会福祉協議会と協力し福祉避難所設置・運営訓練を実施する必要がある。

強靱化の推進方針

社会福祉協議会と協力し、災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要援護者に対する避難誘導、ボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備に向け、福祉避難所設置・運営訓練を実施する。

8-2-5：ボランティアセンター設置の検討

脆弱性の評価結果

他団体では社会福祉協議会による災害ボランティアセンター設置・運営を実施し、一定の成果を上げている。本村でも設置の検討を進める必要がある。

強靱化の推進方針

社会福祉協議会による災害ボランティアセンター設置・運営の検討を進める。

8-2-6：災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進

脆弱性の評価結果

大規模災害発生時に迅速かつ適切な被災者支援や救援活動ができるよう、災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働を図る必要がある。

強靱化の推進方針

大規模災害発生時に迅速かつ適切な被災者支援や救援活動ができるよう、災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働をめざし、働きかけを行う。

8-2-7：被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

○動物救護体制の整備（参照：2-7-5）

8-2-8：犯罪の未然防止

脆弱性の評価結果

災害時に、被災後の犯罪を未然に防止するため、防犯連絡協議会や自主防災組織、消防団等による巡回を行う必要がある。また、防犯灯や防犯カメラなどの整備・充実を図る必要がある。

強靱化の推進方針

村は、被災後の犯罪を未然に防止するため、防犯連絡協議会や自主防災組織、消防団等による巡回を強化する。また、防犯灯や防犯カメラなどの整備・充実を図る。

8-2-9：同報無線や防犯情報メールによる情報発信

脆弱性の評価結果

犯罪発生情報の迅速な発信により、村民の防犯意識を高める必要がある。防犯情報を発信する登録制メールの運営等を検討する必要がある。

強靱化の推進方針

防犯情報を発信する登録制メールの運営等を検討する。

8-2-10：応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進

脆弱性の評価結果

災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、県はプレハブ建設協会と応急仮設住宅の建設についての協定を締結し、また、山梨県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会山梨支部と借上げ型応急仮設住宅の提供についての協定を締結、対応マニュアルを整備している。今後、借上げ型応急仮設住宅の提供体制の整備や広域連携体制について検討する必要がある。

強靱化の推進方針

災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、県の対策マニュアル等に基づき迅速な対応が行える体制を構築する。また借上げ型応急仮設住宅の提供体制の整備や広域連携体制の構築について検討する。

【8-2：農地・森林等の荒廃による被害の拡大】の KPI

施策・事業		KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
8-2-1	地域防災力の強化を支える人材の育成	・自主防災マップ作成補助事業（年間の防災マップ作成件数） ・自主防災組織率	・自主防災マップの策定数 0	・自主防災マップの作成を促進
8-2-8	犯罪の未然防止	・各地区防犯連絡協議会の事業の支援（事務局） ・災害時防犯活動マニュアルの策定 ・防犯灯の新設数 ・防犯カメラの設置数 ・防犯パトロールの実施	・防犯パトロールは消防団が他の業務と並行して実施 ・防犯カメラは村内に6カ所設置	・防犯協議会の設置検討 ・必要に応じて防犯カメラの台数の増加の検討
8-2-9	同報無線や防犯情報メールによる情報発信	・防災行政無線（同報系）のデジタル化	・防災無線のデジタル化は完了	・登録制メールの運用の検討
8-2-10	応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進	・応急仮設住宅の建設予定地数 ・仮設住宅管理等を処理するシステムの導入	—	・建設予定地適宜見直し ・管理システム導入検討

●8-3：基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-3-1：幹線道路の整備、橋梁等の長寿命化修繕

脆弱性の評価結果／強靱化の推進方針

○道路・橋梁の改良、長寿命化<再掲>（参照：6-3-1）

●8-4：被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態

8-4-1：計画的で効率的な土地利用の推進

脆弱性の評価結果

村は、都市計画マスタープランに沿って土地の有効活用を図るとともに、民間活力による適正な土地利用の推進により、職の確保や生活再建に向けた支援を行うことが必要である。

強靱化の推進方針

都市計画マスタープランに沿って土地を有効活用するとともに、民間活力による適正な土地利用の推進し、生活基盤の復元を図る。

8-4-2：村営住宅等長寿命化計画に基づく村営住宅の活用

脆弱性の評価結果

個別改善が実施され長寿命化が図られた村営住宅に空きがある場合、被災者に対し優先的に賃貸していく必要がある。

強靱化の推進方針

村は、被災者に対し個別改善が実施され長寿命化が図られた村営住宅を優先的に賃貸するなど、生活再建に向けた支援を行う。

8-4-3：被災者の雇用対策の実施

脆弱性の評価結果

企業懇話会やハローワーク等の関係機関との連携を強化するとともに、事業所の事業継続計画（BCP）の作成を促進し、早期復職を図る必要がある。

強靱化の推進方針

村は、事業所の事業継続計画（BCP）の作成を促進するとともに、企業懇話会やハローワーク等の関係機関との連携を強化し、被災者の早期復職を図る。

8-4-4：発災後の迅速な被災者生活支援

脆弱性の評価結果

被災者の生活再建を支援するため、被災者生活再建支援体制を整備する必要があるとともに、被災者生活再建支援システム導入に向けた検討・研究を進める必要がある。

強靱化の推進方針

村は、被災者の生活再建を支援するため、被災者生活再建支援体制を整備する。また、被災者生活再建支援システムの導入に向けた検討を進める。

【8-4：農地・森林等の荒廃による被害の拡大】の KPI

	施策・事業	KPI	現状（2020年度）	目標（2025年度）
8-4-2	村営住宅等長寿命化計画に基づく 村営住宅の活用	・長寿命化対応がされた住棟率	・100%	・100%
8-4-3	被災者の雇用対策の実施	・ハローワーク等との連携 ・事業所の事業継続計画の作成 に向けた啓発	・ハローワーク等との 連携体制未構築 ・事業所の事業継続計 画策定状況未調査	・ハローワーク等との 連携体制の構築 ・事業所の事業継続計 画策定状況把握
8-4-4	発災後の迅速な被災者生活支援	・庁内の被災者生活再建支援体制 の確立 ・被災者生活再建支援システム の研究及び導入	—	・庁内の被災者生活再 建支援体制の確立 ・被災者生活再建支援 システムの研究及び導 入検討

●8-5：応急仮設住宅等の住居確保対策の遅延による避難生活の長期化

8-5-1：応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進<再掲>

脆弱性の評価結果

○応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進（参照：8-2-10）

第6章 施策の重点化

1. 「特に回避すべき最悪の事態」の選定

限られた財源や能力で本村の強靱化を進めていくためには、優先度の高い施策・事業に対し重点的・先行的に集中投資しながら進めていく必要がある。

そこで、35の「起きてはならない最悪の事態」の中から、人命の保護、災害の村民に対する共通性・広範性、本村の地域特性等を考慮し、以下の12の項目を「特に回避すべき最悪の事態」として重点化を図ることとする。

事前に備えるべき目標		特に回避すべき最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による建物等の倒壊で多数の死傷者の発生
		1-4	富士山火山噴火による多数の死傷者及び二次災害（降灰による目・鼻・のど・気管支等の異常が生じる健康被害、建物の損壊、交通ネットワークの機能停止、農地及び森林の消失・荒廃など）の発生により、後年度にわたり村の脆弱性が高まる事態
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-2	消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺又は大幅な低下
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大量発生
		2-6	パンデミックの可能性がある新型感染症の発生
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-2	テレビ・ラジオ放送、防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による社会経済活動の停止、生産力の低下
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等の確保、早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガス等サプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

第7章 計画の推進と見直し

1. 本村の他計画等との整合

本計画は、本村の諸計画における国土強靱化に係る指針となるものである。また、本計画を見直す際には、本村における総合計画や総合戦略等の上位・関連計画との整合を図る必要がある。

2. 計画の進捗管理と見直し

本計画を総合的に推進するためには、本計画に掲げる関連施策や関連事業について進捗状況等を把握しながら、国・県の計画との整合性に注視しつつ、必要に応じて重点化項目の見直しなども含め、計画の適正な管理を行う必要がある。

このため、今後、PDCA サイクルによる検証と改善が働くよう体制を整備し、計画の進捗管理及び見直しを適切に行うようにする。

また、必要に応じて具体的な実施計画等を作成・改定し、可能な限り定量的な指標（重要業績指数等の具体的な数値指標）に基づく進捗管理体制を行ないながら、施策を推進していく。

3. 計画の推進期間

本計画は、社会経済情勢の変化や国、県及び本村の国土強靱化施策の進捗状況や「第6次忍野村総合計画」の対象期間等との整合性から、2021（令和3）年度から2024（令和6）年度までを推進期間とする。また、国の「国土強靱化基本計画」、山梨県の地域計画、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、軽微な計画の変更等については、毎年度の施策推進の中で対応する。

忍野村国土強靱化地域計画

発行日 令和 3 年 3 月
令和 7 年 3 月（修正）

発行 忍野村
〒401 - 0592 山梨県南都留郡忍野村忍草 1514
TEL: (0555) 84 - 3111
FAX: (0555) 84 - 3717
